

第36回平成23年3月与謝野町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成23年3月14日

開閉会日時 午前9時41分 開会 ～ 午後4時04分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	12番	多田正成
3番	有吉正	13番	赤松孝一
4番	杉上忠義	14番	糸井満雄
5番	塩見晋	15番	勢旗毅
6番	宮崎有平	16番	今田博文
7番	伊藤幸男	17番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	18番	井田義之
9番	家城功		

2. 欠席議員（1名）

11番 小林庸夫

3. 職務のため議場に参加した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 河邊 恵

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
参事兼企画財政課長	吉田 伸吾	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	農林課長	浪江 学
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	日高 勝典	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	永島 洋視	水道課長	吉田 達雄
会計室長	金谷 肇	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

- | | | | |
|--------|----------|--|---------|
| 日程第 1 | 議案第 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて） | (質疑～表決) |
| 日程第 2 | 議案第 5 号 | 与謝野町有線テレビ放送等施設条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 3 | 議案第 6 号 | 与謝野町暴力団排除条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 4 | 議案第 8 号 | 与謝野町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 5 | 議案第 10 号 | 与謝野町国民健康保険税条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 6 | 議案第 11 号 | クアハウス岩滝条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 7 | 議案第 12 号 | 与謝野町と宮津市との間の消費生活相談等に係る事務の委託について | (質疑～表決) |
| 日程第 8 | 議案第 13 号 | 宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更について | (質疑～表決) |
| 日程第 9 | 議案第 17 号 | 平林辺地に係る総合整備計画の変更について | (質疑～表決) |
| 日程第 10 | 議案第 18 号 | 奥滝辺地に係る総合整備計画の変更について | (質疑～表決) |
| 日程第 11 | 議案第 19 号 | 平成 22 年度与謝野町一般会計補正予算（第 6 号） | (質疑～表決) |

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長 (井田義之) 皆さん、おはようございます。

きょうは大変暖かい日になりましたけれども、心のほうはなぜか寂しいような気持ちであります。

会議に先立ちまして、太田町長のほうから報告の申し入れがありますので、まずこれをお受けしたいと思います。

太田町長。

町長 (太田貴美) 審議前に貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。審議に先立ちまして、丹後地区ごみ広域処理研究会につきまして、おわびを申し上げたいというふうに思います。

丹後地区ごみ広域処理研究会につきましては、平成21年9月議会にて研究会負担金225万円をお認めいただき、平成21年10月に宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町の2市2町で組織を立ち上げさせていただき、今日まで調査研究を進めてまいりました。

研究会では行政の枠組みやあるいは事業主体、施設の整備手法、事業費、施設費の整備方針案の作成までを研究内容としてまいりましたが、一部の研究が実施できない事態となり、当初の目標から後退した内容で研究会の活動を一たん終えることとなりました。

この間の議会答弁では、新たなごみ焼却施設の方向性を出したいとしていましたが、そこまで至らなくなったことをおわび申し上げます。

研究会では、民間活力を活用したごみ処理が可能かどうかについても研究し、その研究結果を受けて施設整備方針案を作成することにしておりました。民間施設や民間技術をごみ処理に活用するためには、安全性と確実性を確認する実証実験を経て廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規準等をクリアする必要がありますが、府下や全国の研究設備を調査いたしました。条件を兼ね備える施設での実証実験実施が困難であることが判明しました。

したがって、現時点までの研究状況を報告書としてまとめさせていただき、3月末をもって研究会の活動は終了させていただきたいというふうに考えております。

今後につきましては、早い時期に首長会を開催させていただき、方向性を打ち出すこととしております。

当初、研究会の報告は、昨年12月を期限といたしましたが、ことしの3月にずれ込むとともに、研究内容も当初予定から後退した内容になりますことにつきまして、繰り返しおわびを申し上げたいというふうに思います。

なお、報告書につきましては、まとも次第、議員の皆様にご報告させていただく機会を持ちたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長 (井田義之) それでは、本日の会議を始めます前に、去る11日、この議会の一般質問の途中で発生いたしました東北関東地震は、我が国ではマグニチュード9.0、震度7.0の大地震となりました。広範囲にわたる津波で、想像を絶する大きな災害、被害が起こってしまいました。まだ余震は続き、復旧活動は思うように進んでおりませんが、被災地の皆様方に心よりお見舞い申し上げますとともに、命を落とされました皆さんに、衷心よりお悔やみを申し上げたいと思

ます。

ここで、秋山事務局長の進行に合わせて、全員で黙禱をし、ご冥福をお祈りしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは局長、お願いいたします。

局長（秋山 誠） 皆さん、ご起立願います。

黙禱。

黙禱終わります。

ご着席ください。

議長（井田義之） ありがとうございます。

ここで太田町長より皆さん方へのご報告がありますので、これをお受けいたします。

太田町長。

町長（太田貴美） 審議前の貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

1点につきまして、ご報告を申し上げたいというふうに存じます。

東北地方太平洋沖地震と防災訓練についてでございます。

3月11日午後2時46分ごろ、三陸沖を震源といたしますマグニチュード9以上の規模を示します東北地方太平洋沖地震が発生し、関東地方から東北、北海道地方にかけて、死者、行方不明者2,000人を超すという、本当に甚大な被害が発生いたしました。まだまだ被害の実態が明らかではなく、今後、ますます拡大するものというふうに考えられます。亡くなられました方、また被害に遭われました方々に、衷心よりお悔やみを申し上げ、お見舞いを申し上げます。

こうした中、与謝野町としましても、被災地の一日も早い復興を祈念いたしまして、義援金を募集したいというふうに考え、本日から役場3庁舎で受け付けることといたしました。KYTやFM告知を使いまして、町民の皆様にご募金をお願いすることとしております。

また、町といたしましても、現地が寒い地方でございますので、町の備蓄の毛布1,000枚をお送りしたいというふうに考え、送付先の検討をいたしております。

さらにこの間、宮津与謝消防本部をはじめ、府内の消防本部は、既に11日に現場に向かって出動しており、仙台市で活躍いただいております。

また、京都府から仮設トイレの在庫数の照会があったり、日本水道協会の組織を通じて水道課へも派遣の照会があったりしており、今後、各課へも同様に依頼があろうかというふうに思いますが、役場組織を挙げてできる限りの応援をしてみたいというふうに考えております。

このような中で、昨日実施いたしました、今年度の与謝野町防災訓練は、昨年を上回る1万人を超える町民の皆様が避難所へお集まりいただき、さらに自宅を訪問し安否確認を行った方を含めると、1万8,000人を超える参加がございました。

また、ことしは福知山の陸上自衛隊第7普通科連隊の当地域を所管される第一中隊へ今後の共同訓練のため視察を依頼し、要員の方にお越しいただきました。

今後、一層町民の生命財産を守るため、有効な訓練に努めてまいりたいというふうに考えております。どうかよろしく願いいたします。

議長（井田義之） ご報告とお知らせをしておきます。

本日も小林庸夫議員から欠席の届けがまいっておりますので、ご報告申し上げます。

なお、本日から議案審議に入るわけですが、条例、補正予算については、10分以内、2回以内の質問時間でありますので、これに対してのご協力をお願いいたします。

なお、本日午後1時、昼の休憩時間に議会運営委員会を開催される予定になっておりますし、本会議終了後、総務常任委員会が開催される予定になっておりますので、皆さんにお知らせをしておきます。

ただいまの出席議員は、17人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

14番、糸井議員。

14番（糸井満雄） それでは、専決処分の額を定めることについての質疑をさせていただきます。

その前に、今、町長並びに議長からごあいさつがありましたけれども、このたびの東日本の巨大地震に対し、多くの方が犠牲になられました。亡くなられました方に対して心からお悔やみ申し上げますとともに、被災されました皆さん方に対して、お見舞いを申し上げる次第でございます。一日も早く、また、一人でも多くの方が救われますように、そして、皆さんが元気になられて一日も早い復興ができますことをお祈り申し上げる次第でございます。

それでは、質問をさせていただきます。

まず、今回の損害賠償の額につきましては、97万3,810円、大変大きな額でございます。まずこの事故に対する事故の原因並びに分析、それから、再発防止について、どのようにされたのかお伺いしておきたいと思っております。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） それでは、糸井議員さんのご質問にお答えいたします。

初めに、事故の発生の状況をご質問だったと思っております。場所につきましては、国道176号線の後野嗎というところがございます。町道後野温江線というのが東西に伸びております。その交差するところがございます。公用車につきましては、温江に向かひまして走っておりました。

それからもう一方の車につきましては、福知山から加悦方面に走ってまいりました。その交差点での衝突事故でございます。公用車の運転手は、一たん停止のところがございますけれども、減速をいたしておりましたけれども、完全停止はしない状態で国道176号線に突入いたしました。そうしたところ、両者の車が衝突したということでございます。

公用車につきましては、右側部分をぶつかっておりますし、そうした中で相手の車は正面からぶつかっているということでございます。これが、事故の概要でございます。

そうした中で、今ご質問の中のどのようなこの交通事故に対する対処をされておりますかということでございます。日ごろより、交通事故の防止につきましては、管内の所内のメール等で十分注意をして、運転するのは公用車でございますから、安全確認、安全運転の徹底をいたしております。そうした中で、今回の事故が起きたことは、大変申しわけなく思っております。

今後につきましても、交通事故の発生につきましても、運転管理につきましても、さらに徹底してまいりたいというふうに思っております。

これは、今までは文書で通知をいたしましたけれども、所管の課長が直接課員を集めて、交通事故の防止につきましても十分注意をするようにということで、これは公用車のみならず、プライベートの車の運転もこれは同様なことでございますけれども、そうした中で、不要な事故が起こらないように徹底をしてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 今お聞きしますと、今回のこの事故については、職員が安全運転義務違反をしたと、このように理解をせざるを得ません。ということは、一たん停止を怠ったということで、もっともやはり基本的な動作を怠ったということが大きな原因になったのではないかなというふうに思っております。

そういう理解でよろしいですか。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 糸井議員さんのご質問でございます。

そういったことで間違いのないと思ひまして、いわゆる過失割合につきましても、当町の公用車が9割で相手方が10%ということで、示談が成立いたしております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 問題は、こういった事故が起こるわけですが、再発防止が一番私は大事じゃないかなというふうに思うわけです。今お聞きいたしておりますと、その課内の中で注意喚起をさせたところのことのございます、実は私、前にもこの事故の関係で申し上げたと思うんですけれども、やはりこういう事故の再発を防止するための委員会なり何らかそういった組織的な取り組みをしなければ、私は事故がなくならんではないかなと。1課にとどまらず、やはり全職員にこういったことの徹底を図らないかと私は思うわけですが、そういう対策はとられていないのでしょうか。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） お答えします。

糸井議員さんもよくご承知だと思います。車の一定の台数がふえますと、マイクロバス1台とかそれから普通車だったら15台以上ですか、交通安全管理者を置かなければならないということになっております。本町におきましても、4人の交通安全管理者を指名しております。そうした中で、日ごろ安管だよりというのを出してございまして、安全管理ですね、交通の。そういった内部の交通安全に対するそういったものを作成しまして、管内、庁舎内にお知らせして、交通事故の啓発なりそういったことをしております。

そうした中で、交通安全管理者を4人しておりますので、これらを主体的にしまして、そういった交通安全の徹底を図っていききたいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） あのね、私はそれはわかるんですけれども、やっぱり自動車を、公用車をたくさん持っているわけですよ、与謝野町としては。これだけの車両を持ってございまして、事故がゼロ

というのが一番いいわけですがけれども、やっぱり不注意ということがありますので、起こってくるだろうと思うんです。だから、そういうことをやっぱり未然に防ぐという措置をとらなければ、私は大きなこれは損害額ではなしに、行政に対する町民の信用の問題にもかかってくるわけですから、そういうことで考えますと、ただ安管と言われておりましたけど安全管理者ですか、安管って私わからなんだんですけど、安全管理者のことのようにですけども、そういった方のみでこれを議論するわけではなしに、やはり、例えば全課長さんが集まって、安全委員会だとか自動車事故処理委員会だとか、そういったものを立ち上げて、その中で議論をしていく。そして、どうしたらこうした事故が防止できるだろうかということも、私は議論していただく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

前にも申し上げましたけれども、重大事故が起こってからでは遅いわけです。だから、重大事故が一つある裏には、私は29のこうした軽微とは言いませんけれども、これを。こういう事故があると。その裏には300のヒヤリハットがあると私申し上げたと思います。ハインリッヒの法則と言いますが、こういう事故を一つずつ芽を摘んでいかないと、私は大きな事故につながっていく。この可能性が私は非常に心配をしておるわけです。

ですから、注意を喚起するだけではなしに、事故を起こした職員に対しても、私はそれなりの教育が必要だという。例えば、安全適性検査を受ける、これは自動車学校でも受けられるはずで。そういった措置も、私は考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そういったところ辺までの踏み込んだ対応を今後されるのかどうか。私は、提案ではございますけれども、そういったことをする必要があるんじゃないかなというふうに思いますけど、いかがお感じですか。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ただいま、先ほどまで私が申しておりましたけれども、糸井議員がおっしゃることは全くそのとおりでございまして、今、安全管理者のことを私は申し上げましたけれども、それらも含めて課長会で今おっしゃったような、やはり事故でございまして、徹底的に今後事故が最小限に、起こらないのが一番いいんですけど、起こらないようにということで、そういった糸井議員さんのおっしゃる趣旨を酌みまして、当然交通事故でございまして、相手が人身事故だったらもっと大変なことになりますので、そういった方向で進めていきたいというふうに考えて、担当課といたしましては考えております。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 私のほうからもお答えをしたいと思います。

安全運転管理の注意喚起につきましては、先ほどお答えをさせていただきましたとおり、年間数回にわたって春と秋の交通安全運動期間中のみならず、年間数回にわたって職員には注意喚起をいたしております。

それから、さらに先ほど安全運転管理者が発行いたしますいわゆる安管だよりというものを、全員の目に触れるようにパソコンの回覧で流しております。

そうは言いますものの、今回、このような大きな事故が発生いたしましたわけで、一人安全運転管理者に任すことなく、今後は、議員のご提案のような何らかの組織を検討してまいりたいと思います。

なお、当該運転をしておりました職員につきましては、過失割合が非常に高いということもありまして、特に町長と私のほうで本人を呼びつけまして、厳しく口頭で厳重注意をいたしました。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 一つそういう、こういった事故の再発防止に向けての万全の体制と申しますか、そういった組織的な防止策をひとつ考えていただきたいなというふうに私は思います。

ですから、こういった軽微な事故はともかくとして、このぐらいの事故になりますと大きな事故でございますので、例えば速報を全庁舎に対して、全職員に対して公表するというふうなことも、私は考えてもらってもいいのではないかなというふうに思っております。

それから、これは今回のこの提案の中で見ますと97万3,810円の、これは相手方の損害額ですけども、損害額はこれの倍になるわけですね。公用車も全損なんですね。だから、公用車の全損も見てみますと、200万ぐらいの損害を起こしておるわけです。だから、これは運転者の責任というのは、私は重大だと思えます。今聞きますと、呼びつけて注意をしたということでございますけれども、例えば始末書をとって、あるいはてんまつ書をとって、本人の反省を促すというふうなことぐらいはしてもいいのではないかなと。私は、もっとやはり当事者に対しては、賠償責任をしていただいてもいいのではないかなと。国家賠償法でも賠償することはできることになっておりますので、そういったことも私は考えてもらってもいいのではないかなと。今、賠償規定も何もないと思うんですけども、そういう規定もつくってもいいと私は思います。

ですから、そのぐらいの措置をされても、私は当然ではないかなというふうに思うんですけどもいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 今、糸井議員さんからてんまつと賠償責任を求めてもいいのではないかと申してお話ございました。

事故報告の中で、てんまつは当然出しております。

それから、賠償責任のお話がありました。確かに地方自治法の中にも、職員の賠償責任といった条項が243条の2にございます。これにつきましても、一応、検討はいたしましたが、結果的にこの条項を適用するには至らないという判断をいたしましたところであります。

この243条の2につきましては、関係のある部分だけを抜粋して申し上げますと、物品を使用している職員が、故意または重大な過失によりその補完に係る現金有価証券、その使用に係る物品を亡失し、または損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならないという規定は確かにございます。

ただ、今回の交通事故に関しましては、ここで交通事故の中で言います重大な過失、重過失は故意、わざとにするという故意ですけども、故意に比肩するような重大な過失をいうということで、今回の過失につきましては、先ほど総務課長が申し上げましたように、一たん停止が不十分な形で事故を起こしておりますが、それがこの地方自治法あるいは交通事故の関係で言います重過失には当たらないということで、あえて損害賠償の条項は適用しないという考えに至っております。

ただ、そうは申しましても、公用車は町民の皆さんからの公のお金で購入をした物品でありますので、先ほどご答弁を申し上げましたように、今後、事故の再発は、確かに議員が言われます

ようにヒヤリハットの法則から言いますと、事故には至らないまでも公用車の単独の物損というものもございますので、今後、再発防止に向けて、一定の組織を考えまして、その中で十分そういった注意喚起も含めて、職員には徹底をしてみたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 今、副町長からは重大な過失とは思えないというふうに言われましたけれども、私は、やっぱり200万ぐらいの損害を出すということは、私は重大な過失だろうというふうに思います。ですから、私が申し上げておるのは、罰則、処罰するのが目的ではないわけなんです。事故の再発を防ぐための措置として私は申し上げておるわけです。ですから、やっぱり過失を犯した者に対しては、ある程度の私は罰則が適用されてもいいんじゃないかなというふうに思います。

今、副町長が言われましたけれども、やはり、国家賠償法の中でも故意の過失または重大な過失を起こした場合については、損害賠償を請求することができることになっておるわけですし、そういう意味で、私は再発防止するための本人に対する反省も含めてですね、そういうことが必要ではないかなというふうに思っておるわけなので、その辺はやっぱり規定というものが必要になってくると思いますので、そういうものも含めて、私は今後、検討をしていただく必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、再度、副町長の答弁をお願いします。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 議員のご提案はもっともだと思っております。この間、町としましては、4月から適用する予定でございますが、懲戒処分の一定の基準を成文化いたしております。その中でも一定の処分の基準を設けておりますので、そういったことも含めまして検討してみたいと思います。

1 4 番（糸井満雄） 時間がないな。

議 長（井田義之） 糸井議員、2回目がありますので、2回目をやっていただけたらありがたいと思います。

1 4 番（糸井満雄） とりあえず終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

糸井議員、2回目よろしいか。

1 4 番、糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） そういうことで、ひとつこの事故防止については、万全の対策をとっていただきたいなというふうに思います。

私は、何回も申し上げておりますように、職員を処罰するのが目的ではございません。やはり、事故再発防止のための一つの手だてとして私は申し上げておるわけなので、やはりそういうことで慎重に取り扱っていただかんんとは思いますが、そういうことも私は必要ではないかなというふうに思いますので、十分ひとつご検討をお願いしたいというふうに思います。

それから、私ちょっとわからないんでお尋ねするわけですが、これは参事兼企画財政課長にお尋ねしたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、これの処理の仕方なんですけれども、専決処分を出しておるわけですが、これは共済から賠償するというので、いわゆる一般会計にはこれは通らないわけですね。これでいいんでしょうか。私は、一たん歳入として入れて、

歳出として出すべきではないかなというふうに思うんですけども、財務規定としてそこら辺はちょっと専門家としての見解をお聞きしておきたいなというふうに思います。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

この保険金が一たん町に入ってきて、そのお金を業者なりあるいは被害者に払うというお金の経路になっていけばそういうことかというように思いますが、この保険金につきましては、車を直された修繕料が生じておるわけですから、その保険会社から直接修繕会社だとかそういったところに支払われるということだったというふうに思っておりますので、町に一たん入ってくるものではございませんので、この流れでいいのではないかなというふうに思っております。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 今、財務のほうからそういうことで問題ないというふうに言われたわけですが、例えば、こういう場合があるわけですね。これは全額共済金から支払われておるということで、これはツーツーになるわけですね。被害者に直接行くわけですね。ですけども、満額共済金から出ん場合も私は起こってくるのではないかなと思うわけです。

例えば、幾らかはやはり町のいわゆる単費で出さざるを得ないというふうな、今回の事故は幸いにして人身はなかったわけですので、物損だけですのでいいわけですけども、例えば、人身なんかが起こった場合、私はそういうことが起こり得る可能性はかなり高いと思う。

そういったときの処理も、やはりこれと同じような処理になるのかなと思ったときに、私はそれではいかんのではないかなというふうな気がしておるわけですけども、そういうことで一たんこれは歳入として受け入れて、当事者でございますので。そして、被害者に対して町から支払うと、こういうのが私は本当の処理の仕方ではないかなというふうに思うんですけども、そういうことの処理のほうがおかしいというふうに思われるのでしょうか。どうなんでしょう。もう一遍、改めてそういった処理の仕方についてお伺いしておきたいと思っております。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。

保険金につきましては、契約の中でそういう流れでお金を払うということでございますので、それはそれでやむを得ないんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、今、糸井議員がご指摘のように、共済金だけで足りない場合も当然出てきます。その場合には、町の一般財源から支払う必要があると。その場合には、やっぱり町の一般財源の支出に計上をして、予算議決を受ける必要がある。もちろん、予算議決だけではなしに、損害賠償の額も、その額を含めて議決をとる必要があるだろうというふうに思っております。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 了解しました。

いずれにいたしましても、町のほうとしても、やはり共済金から損害賠償の額が出るからという頭で、割合軽く見るそういう面も私はあるのではないかなというふうに思いますので、決してそういうことではなしにですね、やはりこれは事故を起こすということについては、町民の負託にこたえることができないということでございますので、やはり町民の信頼を得るためにも、絶対に起こしてはならないと。自動車事故ゼロ、災害ゼロという気持ちで当たっていただきたいと

いうことを申し上げて、質問を終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第4号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第4号 専決処分承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）は、承認することに決定しました。

次に、日程第2 議案第5号 与謝野町有線テレビ放送等施設条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第5号 与謝野町有線テレビ放送等施設条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第3 議案第6号 与謝野町暴力団排除条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決に入りたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（井田義之） ご異議なしと認めます。

これより第6号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第6号 与謝野町暴力団排除条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第4 議案第8号 与謝野町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、浪江議員。

8番（浪江郁雄） それでは、議案第8号、特殊勤務手当について数点ばかりご質問をさせていただきたいと思います。

この特殊勤務手当ですが、これは皆さんご存じのとおり著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務に従事した職員へ支給されます。これは国家公務員をはじめ全国の自治体でどこにでもある手当でございますが、最近、社会情勢の変化と言いますか、こういった例えば財政の面でありますとか、また必要性、妥当性、またこれは本来の業務の範囲ではないかといった、そういった庶民の目といいますか、皆さんの目が大変厳しくなっておりまして、最近では多くの自治体で見直しや中には全廃、すべてやめるといったところもあるようでございます。

与謝野町でも、2年前ですか、3年前ですか、大幅に見直しが行われまして、中にはたくさん廃止された項目もございます。その中に、動物の死骸処理なんかも廃止されたといった経過がございます。こういった情勢の中で、それを踏まえましてちょっと数点ばかり質問させていただくわけですが、今回の改正で新たに有害鳥獣の処理に特殊勤務手当が支給されるという、追加されるわけですが、ここに至るまでの背景と、また、経過あたりを少しお伺いしたいと思います。担当課長よろしくお願いたします。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） それでは、浪江議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

ご事情は大変よくご承知だと思います。有害鳥獣がここ数年、日本全国でございますけれども、クマ、シカ、イノシシ等そういった被害が甚大なものになっております。そうした中で、本町におきましても、農林課が所管をいたしております、クマ、シカもう時間を昼夜問わず出てきまして、その対応に大変苦慮とかなりの労力を費やしております。

平成22年度だけで出勤回数なんかを見てみますと、クマでございましたら時間外に87回、それから、通常時間ですと29回ということで、116回という回数になりますけれども、こうしてもう春夏秋、季節を問わずクマ、シカが歩き回っているという状況で、農林課はその対応に追われておるところでございます。

シカも時間外に9回、それから通常時間には5回といったことで、14回出ておるわけござ

いますけれども、こうした中で、日常の業務以外にクマ、シカだけで大変な時間と労力を使っておりまして、これはもう特別勤務の手当の対象と、特勤の対象ということです。

それから、もう一個大変危険なということがございます。クマなんかでも大変危険な状況で担当者が向かって、それを最後まで責任を持って処理をしなくてはならないという、そういったことがございますので、そういったことを考えまして、特勤手当の対象として支給していくという考えに至ったものでございます。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） ただいま答弁をいただきまして、非常に回数がふえたというお話と、またもう一点は危険を伴うということでございますが、今、回数もクマですと合計で116回、シカですと14回というふうに答弁いただきました。これ少し細かい話になるんですけども、大体、何名ぐらいの職員さんが対応されているのか、このあたりをお伺いしたいと思います。

議 長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

状況等につきましては、今、総務課長から一定ご説明を申し上げましたが、ただいまご質問の職員がどのような体制で対応をさせていただいているかということでございますが、農林課には、現在、私を含めまして10名の職員がおります。特に秋を中心に、非常にクマの目撃情報あるいはシカ、イノシシの出没状況、こういうものがございまして、通年は秋中心になるんですけども、ことに昨年場合は春からクマも出没してきたというようなこともございまして、昨年場合はもう1年間ずっとでございましたが、職員も会議に行く者あるいはどうしても事務をとらなければならない者がおります。担当者と副担当者を定めておりますけれども、普通の職員も別状がある場合もあります。したがって、農林課10名おりますけれども、中心には担当、副担当が動きますけれども、それ以外の職員も含めて、多いときでは3名、4名が一度に対応をするということもございます。

それから、農林課のみならず、地域振興課あるいは住民環境課、こういったところにも協力を要請をいたしまして、一定分担もしながら対応をさせていただく。あるいは、住民広報ということになりますと、各地域振興課の職員も広報、ピンポンパンの放送をしていただくなり放送もお願いをしたりというようなことで、ケース・バイ・ケースで、課を超えていろんな職員が対応をさせていただいているという状況であろうかと思っております。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 今、答弁をいただきまして、主には大体3名、あとほかの課からも応援をいただいておりますということですが、やっぱり、回数が非常にふえてきているということなんで、特殊勤務手当もそうなんですけども、やっぱりこの回数を一人一人の職員さんの負担を減らすということも、一つ私は非常に大事じゃないかなと思まして、今、大変職員数も減ってきて厳しいんですけども、もっと広範囲で、町全体の職員さんと協力体制とかいうものをとりまして、こういった一人の処理をする回数というんですか、こういったことの負担を減らすというのがちょっと重要ではないかなと思うんですけども、このあたりの見解についてお伺いしたいと思います。

議 長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

今のご意見はごもっともなところでございまして、現在は、そういったきちっとした組織立ったチームを編成して行っているという状況ではございません。その都度都度、職員の判断なりそれから指示なりを受けて動いているというのが実情でございます。

したがって、これをもう少し系統だった組織体制、これは農林課を中心に、また他課にもお願いしたりしながら、いわゆるチームを組むと。そして、組織立った体制にしていくということも実は検討をしているところでございまして、できるだけ早くそういう体制を整えていけるようにしていきたいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 今、チームというお話がございましたけれども、やっぱりこのあたり非常に大事ではないかなと思ひまして、どうですか、町長あるいは副町長、こういったあたり、今課長のほうも言われましたけれども、非常にこのあたりも早く取り組んでいただきたいと思うわけですが、このあたりの見解についてお伺いしたいと思います。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 議員のご提案のように、農林課の担当職員あるいは農林課だけに負担は求めず、ほかの課の職員も応援をすればというご提案ですが、確かに有害鳥獣の所管は農林課ではありますし、それから、お世話になりますのは与謝郡猟友会であったり、それから岩滝地域につきましては宮津の猟友会の岩滝支部ということで、猟友会の方に大変お世話になります。そういった猟友会との連携であるとか、業務の内容から言えば当然農林課ではあるんですけども、だからほかの課の職員の応援を求めるにしても、農林課の職員は必ず現場に行く必要があるかと思ひます。現在、農林課の職員を中心に有害鳥獣の、例えば銃の免許であるとか、あるいはわなの免許も頑張っております。

議員のご提案のように、特定の者の負担軽減を図るということにつきましては、こういった方法が考えられるのか、だれでもかれでも応援の意味で農林課の職員と一緒に山の中に入って捕獲あるいは死体処理の業務を手伝えというわけにはいかないかと思ひますけども、一度どういう格好で検討ができるのか検討してまいりたいと思ひます。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 続きまして、この中で一人一回につき1,000円というふうにあるわけですが、この1,000円ですね、なぜ1,000円なのかという積算根拠といたら少し大げさになるんですけども、なぜ1,000円にされたのかということをお伺いしたいと思います。

例えば、近隣でもちょっと私もばばぱと調べたんですけど、こういった有害鳥獣のやっているとところは、近くにはないわけですが、宮津なんかは動物の処理ですね、犬や猫の、これには被一人一回500円というふうにございます。また、舞鶴では同じように犬、猫ですね、これは1,000円というのがございまして、京丹後や伊根なんかはありません。

そのほかに、ちょっと遠くになりますが、滋賀県では、大型獣、日本シカや日本サル、イノシシなんかは1件2,000円。そのほか、アライグマやイタチ、小さい動物は1回1,000円というふうになってございまして、そのほかには奈良県の宇陀市、ここでは動物ですけど1回500円。あと変わったところでは、夕張市ですか、これは有害鳥獣でも日額360円、いろい

るあるわけですが、今回与謝野町では一人一回1,000円というふうに出ておまして、なぜ1,000円なのかというところをお伺いしたいというふうに思います。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、議員さんが各ほかの自治体の手当の額をお聞きいたしました。今なぜ、1,000円になるんだということでございます。

先ほど、議員さんもございましたけども、特殊勤務手当の見直しについては、新町になりましたから取り組んできたところございまして、その中で、動物の死骸処理ということが以前は500円ということございました。これは、犬・猫といえますか、比較的危険ではない動物の扱いという感じでございまして、今度はクマなど、シカなど、大変一つ間違えば、より危険性が高い、危ない、本人も死んでしまう可能性がある、いわゆる従事した者がですね。そういったこともございまして、前の動物死骸処理の500円を1,000円に、掛ける2ではございませんけども、したものでございまして、舞鶴市でも1,000円の支給を、これは動物の死骸処理ですけども、いたしております。福知山、宮津では、私の方では動物の死骸処理では500円というようなことをいたしておりますけども、本町につきましてはそういったことで、単なる犬・猫で500円をもうけておりましたですけども、クマ、シカでになりますと、大変危険で、自分の身の安全も、死に至る可能性もあるというようなこともございまして、1,000円ということにさせていただいたものでございます。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 少し補足をさせていただきたいと思います。今、総務課長が申しあげましたように、単なる死骸処理、例えば町道に交通事故ではねられた犬や猫が、あるいはシカがいてるというような場合には、手当を支給することはございません。2年、3年前に、特殊勤務手当の見直しをしたときに、もうそれは廃止にいたしておりますので、単なる死骸処理だけの場合には、まだ近隣の市や町の中には日額特勤を残してるところもありますけども、本町ではございません。

議案資料の13ページに、参考として別表を掲げておりますように、参考、具体的な特殊勤務手当の支給要件ということで、この一番上に「死骸の処理、ただし捕獲、保護を伴わない場合」、単なる死骸の処理の場合でありますと、先ほど申しあげた町道の上であろうと、あるいは山の中であろうと、単なる死骸の処理だけでは手当を出すつもりはございません。先ほど来申しあげますように、クマとかあるいはイノシシ、シカが捕獲をされて、殺処分、殺す、殺処分が伴う場合は、向こうも必至で暴れますし、非常に危険な状況がございまして。それから、生きた動物を目の前で殺処分をするわけがございまして、決して心地いいものではないということで、捕獲したものを殺処分を伴う場合について手当を出していこうということが、今回の創設の考え方でございまして。

議長（井田義之） 浪江議員。

8番（浪江郁雄） それでは、もう、ほかにも細かいことあるんですけど、最後に、今、非常に危険を伴うというお話がございまして、それに対する対応といえますか、何か装具とかそういう防具でありますとか、そういったあたりの対応はどのようになっておりますか、お伺いしたいと思います。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

職員が、例えばシカがネットにかかっていると、あるいは小動物が、住民の皆さんによって取り押さえられて、まだ生きていて動き回っている、あるいはどこかに、何かで捕まえてますけれども、まだ生きていて、これを処理しなければならないようなケースの場合に、職員が電話を受けてそこに向かうことがございます。昨年の例でも、昨年の11月22日に、そういった状況で、ヌートリアを魚とり用の網で捕まえられはしましても、そのままどうしたらいいかわからないということで通報を受けて、向かった職員が、右手の親指のあたりを、捕獲する際に、傷を、かまれて傷を受けて公務災害対応をさせていただいた実際の事故のケースもございました。そういう中で、経験を積むごとに、革製の手袋ですとか、それから退治する場合の道具を、警察官がよく持っておられるようなあいうものすとか、そういった消耗品、備品として購入できるものは購入もさせていただいておりますけれども、何せ、向こうの動物は、非常に捕まったことによってどうもうな状態になっておりますので、それを職員が完全に捕獲をして処理するには非常に危険を伴うという場面がございます。

また、クマにしましても、放獣をする場合がございますけれども、クマも真剣な状態で、もちろん麻酔はしますけれども、麻酔が覚めて放獣をする際に、やはり人間に向かってくるというような場面もあって、公用車に、中に入って避難するというようなケースも中にはございます。したがって、一步間違えれば、非常に大きな事故にもなりかねないということで、防具はできるだけそろえてはおりますけれども、やはりどうしてもそういう作業に当たらなければならないというケースが出てまいりましたので、職員の方からのいろいろな話を聞くにつけ、町としましても、そういった少なくとも特勤手当を出して、その職務に当たらせるような職務の改善も図ってやらなければならないんじゃないかというような状況にございまして、今回、このような形をとらせていただいたということでございます。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 今、答弁ございましたように、非常に、この数もふえて、なおかつ危険を伴うという形ですね、やはりその数でしたら、先ほど申しましたように、数の負担を減らすでありますとか、また、危険を伴いますので、こういった防具でありますとか、そういった道具もそろえていく、こっちの方をやはりまず最優先に充実といいますか、そういうことをしていくのが非常に大事ではないかなというふうに思っております。このあたりも、ぜひともまた検討していただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

議 長（井田義之） お尋ねいたします。

ほかに質疑ありますか。

ここで暫時休憩をいたします。

10時55分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時38分）

（再開 午前10時55分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、与謝野町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についての質疑を続行します。

16番、今田議員。

16番（今田博文） 今回、東北地方で大変な、甚大な災害が起きました。きょうも、朝来るときにラジオをつけておっただけですけども、日本列島が2メートル40センチ動いたと、こういう報告があったというふうにラジオが報道しておりました。大変な本当に災害だというふうに思っております。一日も早い皆さんの復興と、そしてお亡くなりになられた方のご冥福をお祈りしたいというふうに思っております。

それでは、議案第9号についてお伺いをしたいというふうに思って、違いますね、何号だったかいな、8号でございます。すみません。8号についてお伺いしたいと思います。

先ほど、総務課長からクマの関係で、出勤回数、報告がありましたけれども、トータルで116回という大変な出勤をされたというふうにお伺いをしたんですけども、これを今回の条例改正に当てはめてみますと、どれぐらいの回数が今回の条例に該当するのでしょうか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） この案件につきましては、特殊勤務手当については、直接は総務課が担当しておりますけれども、実際作業に当たりますのは農林課の方になりますので、私の方からお答えをさせていただきますと思います。先ほどの総務課長からご報告をいたしましたように、昨年の例を申し上げますと、クマによる出勤回数は時間外が87回、通常時間内が29回、合計116回ということで、これは記録を必ずつけますので、複数の職員がそのような回数、トータル的にそのような回数出勤したということでございます。

そこで、実際にどのような場合が今回の対象になるかということでございますが、先ほど来、ご説明をさせていただいておりますように、単なる死骸の処理をするという場合は支給対象としておりません。捕獲して、それを処理する場合に、捕獲に危険だということがありますので、シカ、イノシシ、その他の小動物の場合でも、職員が直に捕獲する場合は対象になります。また、クマにつきましては、捕獲から処分、あるいは捕獲から放獣までの作業について1回1人1,000円を支出していただくという考え方でございます。

昨年の場合は、クマの回数が非常に多くございましたので、それと同様なケースが今後も続くかどうかはわかりません。したがって、今申し上げましたようなケースを1年振り返って、通常年として考えられるのは、大体20回程度ではないかなということで、これは事細かく小動物まで記録しておりませんので、回数を記録で勘定することはできませんけれども、職員の記憶で、大体20回程度のケースがこの特殊勤務手当の対象になってくるのではないかなということで、それを平均2名出たとしまして、延べ40回になりますので、当初予算では4万円の特殊勤務手当を計上させていただいております。

ただ、クマにつきましては異常な出没がございますと、捕獲も多くなると思いますので、その部分、もし、予算が不足するようであれば、年度途中の補正等で対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） この動物の有害の被害というのは、大変な状況でございます。京都府にも支援をいただいたり、町にも支援をいただいて、フェンスは当然ですけども、緩衝帯といいまして、人と動物のすみ分けをするというふうなことで、かざし切りといいますか、山のすそを刈ると、

こういう作業を今、私たちの地域にも入っていただいております、非常にありがたいし、このことによって、少しでも動物の被害、有害が減少することを願っております。

去年は、今、浪江課長から答弁がありましたように、大変なクマの出没でございました。私も、何度かその捕獲をされた場面にも立ち会いをいたしました。それから、シカの死骸ですね、そういうのを猟友会の皆さんが片づけられる場所にも立ち会いをいたしましたけれども、大変な作業です。動物の死骸を引っ張って、車に積んで処理をするわけですけど、大変な作業で、できたら、それはもうさわりたくないです、あんなものに。しかし、そんなことを言っておられない。やっぱり、そういう方のおかげできれいに処理ができて、少しでも害といいますか、農作業にも影響が出ない、そして、そこに住んでおる住民にもありがたい状況が続いているんだろうというふうに思っております。

今回の条例で、死骸の処理というのが対象になっていないわけですけども、1,000円ぐらいのことだったら、僕、対象に入れてもいいんじゃないかなというふうにさえ、私は思っています。本当に動物の死んだのを手で持ち上げて、重たいですよ。大変な作業だというふうに思うんですけども、今回、この死骸の処理を外されたというのはどういう理由ですか。

議 長（井田義之） 浪江農林課長。

8 番（浪江郁雄） お答えいたします。この関係につきましては、総務担当部局と農林課の方と協議をさせていただきまして、このような形にさせていただきました。先ほど来、ご質問の中にもございましたように、経過としまして、犬・猫の動物死体処理手当につきまして、町として全廃をしてきた経過もございます。したがって、今回、既に死亡しているシカ、イノシシ、小動物につきましては同様に、それは対象から外していこうと、こういう考え方で協議を進めてきた経緯から、このような形にさせていただいてます。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） そうであるならば、特定の部署、特定の人に余り偏らないようなそのやり方といいますか処理の仕方というの、一つは大事になってくるのではないかなというふうに思っています。先ほど、答弁を聞きますと、農林課とそれから地域振興課、住民課、この3課がかかわるというふうな答弁を聞いたというふうに思いますけれども、できるだけ分散をして、1人の人が何回でもその死骸の処理に行かんなん、汚い目をせんなんということがないような対策と言えば大げさですけども、指示をしていただく必要もあるのかなというふうに思っておりますけど、そこはいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今田議員さんのご質問にお答えしたいと思います。そもそも特殊勤務手当の支給の対象となることにつきましては、特別な業務でございます。したがって、先ほどもご質問の中にありました全職員で対応する、対応できるような体制がとれないかというようなご質問もいただいております。各課、それぞれ日常業務を持っておる中で、そうした中で、先ほども申しておりましたですけども、この捕獲、それから保護、こういったことの動物の有害鳥獣の処理でございますけども、こういったこともどのような方法で全庁的に取り組みができるものかということもあわせて、検討を行っていかねばならないと考えております。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 有害の動物の処理と申しますか、捕獲について、猟友会に補助金を出しておられますけれども、1頭幾らというこういう積算で出されておるといふふうに申しますけれども、近隣の市町村と比べて、与謝野町はどういう状況なのでしょう。

議 長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。猟友会に有害駆除を委託いたしまして、駆除員の方がシカ、イノシシ、これを駆除していただいて、それを適切に処理していただくのに、現在1頭7,000円の処理手数料をお支払いしております。合併当初は1頭、5,000円であったかと思っておりますが、その後、非常に、今議員ご指摘のとおり、非常に厳しい作業になりますので、7,000円に引き上げをさせていただいております。

近隣の町を、その当時、引き上げる際に調査をいたしまして、この丹後の管内では引き上げたことで平均的あるいはそれ以上の額になってるかなというふうには思っております。ただ、丹後を離れますと、例えば福知山市さんあたりはもう少し高い額を出されていたようにも記憶しております。したがって、決して低い額ではないですけれども、まだ、上の額を支給されているケースもあるのではないかなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 今、1頭、7,000円というお話がありましたけれども、なかなか財政厳しい中、これを値上げということにはなかなか難しい部分もあるかなというふうにも私自身感じておりますけれども、猟友会の皆さん、大変、本当に頑張っていただいておりますというふうには思っております。町長、そういう猟友会の方とのお話し合いとかそういういわゆる激励だとか、そういう場面もなきにしもあらずかなというふうに思うんですけれども、ぜひそういった方にも一言お声をかけていただいて、激励をしていただけたらありがたいなというふうに思っております。

以上です。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 猟友会の皆さんとは、せんだっても広域捕獲に出かけられますときに、私も実際に見たことがなかったものですから、出発される前に激励に行かせていただいたり、あるいは猟友会のそうした後に、懇親会をされますときに、いろいろとお話を聞かせていただいたりしております。そのときに、こちらが激励するよりも、猟友会の皆さんから、職員がようやくしてくれる、そういう職員が出るから、わしらもうしゃあないな思っただけで出るとんだみたいな、そして、ぜひ職員にも手当をちゃんとやってほしいというようなことを、ありがたいことに猟友会の皆さんから、そういうお言葉をいただいております。そうした意味で、猟友会の皆さんも頑張っていただいておりますし、町の職員もそういう意味では、ああ、一生懸命頑張ってくれるんだなというふうに理解しております。できる限りの、銭金の問題ではないそういう部分でのサポートっていいですか、町もお世話になってることに対する、まあお金もでしょうけど、それだけではないそういう協力体制について、感謝をしているところでございます。今後につきましても、いろいろとご意見聞きながら、よりよい体制でお互いが協力していけるような関係を構築していきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第8号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。
よって、議案第8号 与謝野町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第5 議案第10号 与謝野町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。
1番、野村議員。

- 1 番（野村生八） 東北地方の大地震と大津波による被害に遭われた方に対して心よりお見舞いを申し上げますとともに、個人資産も含めて、復興のために関係者が全力で当たられることを期待もしますし、私たち自身も全力で支援していきたい、そういうふうに今思っています。
それでは、国保税の改正、とりわけ提案の内容では約1割の引き上げというふうなことでございました。これについて質問いたします。
与謝野町では21年度末に一般会計から1億円の繰り入れを専決でされました。この理由が今後の引き上げを回避するために備えるためという説明も聞いていますし、今年度、22年度中にも何度か国保税の問題を取り上げて、24年度引き上げにならないように求めてきて、一定引き上げなくてもいけるのではないかという答弁をいただいていたと思います。
そういう中で、今回、引き上げの条例が出されましたので、私自身、まあ言えば唐突な感じを受けてまして、なぜ急に、これだけ悪化をして引き上げざるを得ないのかということについて、まずお聞きをしたいと思います。そういうことですので、その内容がよくわかるように、今回の引き上げの内容について、保健課長からご答弁いただきたいと思います。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。議員、おっしゃられますように、平成21年度におきまして、一般会計から1億円のご支援をいただきました。その中で21年度、4,800万円を充当させていただきまして、残りの5,200万円は基金に積みさせていただいたという内容でございます。そういった中で、22年度の運営を始めたわけなんです、その22年度の運営状況について説明させていただきたいというふうに思います。
税率につきましては、平成20年度に後期高齢者医療制度等の創設によりまして、税率を改正させていただいて、今回提案させていただいておりますまで上げておりません。すなわち、22年度についても税率の改正はしておりません。そういった中で、歳出につきまして、保険給

付費の推移でございますが、21年度に比べまして、22年度の見込みといたしましては、約2%の減となる模様でございます。しかし、依然として高い水準で推移しているという状況でございます。

それから、20年度に創設されました後期高齢者支援金、それから介護保険の納付金、これは従来から制度としてございますが、その後期高齢者支援金、介護納付金が増額、ふえ続けております。それから、高額医療費の共同事業拠出金というのがございますが、歳入の交付金に対して歳出で拠出をするわけなんです、その拠出が歳入よりも大幅にふえている、すなわち拠出超過となっております。

それから、歳入の方に目を向けますと、昨今の不況によりまして、加入者の方の所得が落ち込んでおりまして、国保税につきまして、前年度より約4,000万円の減少をしております。それから、国庫支出金、府支出金につきましても、総額調整され、減少しております。

それから、65歳から74歳までの前期高齢者の保険者間の財政調整制度、前期高齢者交付金制度と申しますけども、これも平成20年度に創設されました。そのことによりまして、前期高齢者の対象となります医療費がこの制度に移行されましたが、交付金が十分な補てんとなっていないというふうな現状がございます。この制度につきましては高齢者比率が高い保険者に高齢者比率が低い保険者が支援するという形で、すなわち、国保については高齢者比率が高いので、有利となるわけなんです、国府支出金、補助金が減少となった分、こちらの方が思うようにふえていないというふうなことがございます。

一方で、高齢者比率の低い保険者は支援金というのが多くなりまして、解散に追い込まれている健保組合もあるというのが現状かというふうに認識しております。

それと、先ほど申しました高額医療費の共同事業について、約5,800万円、拠出超過になっているということでございます。

以上のような歳入歳出の推移によりまして、歳出では保険給付費の推移、それから歳入の方では国保税の落ち込みの大きな要因に加えまして、制度的、または構造的な要因から、財源確保ができなくなっているということでございます。

これにつきましては与謝野町に限らず、府内市町村を初め全国的な傾向でございまして、多くの市町村で財源不足を補うため、国保税の改正が行われております。与謝野町では22年度につきまして、歳入不足分については財政調整基金等で賄わなければならないという状態でございます。

そういった中で22年度当初の基金残高につきましては、1億9,900万円でございます。22年度、3月補正をご提案させていただいておりますが、その時点での基金の繰り入れが1億500万円でございます。すなわち、残高は9,400万円となります。

そこで、決算見込みを見てみますと、保険給付費の1月分は来ました。2月分につきましては4月の中旬に数値がまいります。それで1年間の保険給付費の数字が出ることになりまして、それに伴って国府の補助金も決まってまいります。それによりまして、さらに財源不足が陥るのではないかというふうなことが予想されます。そうなれば、1億500万円、現在上げておりますが、さらに上積み、基金の投入が上積みとなるというふうなことでございます。

この国保制度につきましては大変複雑でいろんな要因が絡み合っておりまして、大変見通しも

立てにくいというふうなことでございます。国保では高齢化の進展や就業構造の変化で、大変市町村レベルでの運営が限界に来ているということでございまして、こんな中でも与謝野町としましては国の指導を守って適正な運営に努めております。今後も、ことしにつきましても特別調整交付金、いわゆる特々につきまして国から、京都府の方から推薦いただいて、国に提出していただくなど、運営については一定評価もしていただいているというふうな状況でございます。

るる申し上げましたが、平成22年度につきましては、以上のような状況で厳しい中でも運営をしてまいりたいというふうなことでございます。その中で、23年度に目を向けてみますと、先ほど説明しました厳しい現状は継続するであろうというふうな見込みでございます。そういった中で、基金の残り、残についても当然組み入れる、それから、一般会計からの支援もいただく中でさらに財源確保ができない部分について税率改正でもって加入者の方のご負担をいただきたいというふうな思いで税率改正を提案させていただいております。

以上でございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 国保会計が悪化する理由とすれば、医療費がふえて保険給付費が大幅にふえていくとか、それから所得が落ち込んで保険税の収入が減っていく、そういうことが考えられます。今の答弁ですと、医療費についてはふえていない、20年度と比較しても減ってるわけですね。現状も23年の予算も減ってる。だから、医療費をたくさん使ったから保険料を上げなければならぬということにはなっていない、という説明だったと思う。それから、所得については、これは間違いなく、当然これも全国的に減ってるわけで、大幅な減りようをしています。

そういう中で、この例えば20年に比べても、約8億の課税所得が減って、保険税としては7,000万ぐらい減っている。しかし、これについては、国の所得が減った分の国の調整のシステムがあって、例えば、4割ぐらいは財政調整交付金で給付がされて、この所得が減った分がすべて保険料にはね返らないような制度になっているわけですね。

ところが、先ほど言われたように、この間の国府の支出金が1億2,000万減っていますよね。こういう制度が維持、そういう国保が弱いために、国がそれを支援する制度が維持されてないというね、こういうふうな、これを見るところなんですが、この点について、再度、先ほどもちょっと述べられましたが、課長の見解をお伺いします。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。まず、医療費につきましては、確かに、総額では前年度比較をしますと減少、今年度については減少の傾向があるというふうなことで、去年は新型インフルエンザ等も流行したりとか、いろんな年々での要素はあると思いますが、高い水準での推移をしているということは間違いのないというふうに認識しております。

それから、所得が減ってる分について調整交付金で補てんされているはずであるというふうなご意見ですが、確かに、そういう制度の中で、その所得が減った分、特定財源として国なり府の方から支援はいただけるということになっておりますが、全体のパイが決まっている補助金枠の中で総額調整されて係数を掛ける中で、与謝野町はこれだけというふうな数字を、実績として数字をいただくというふうなことになっておりますので、減った分がすなわちそれがまた特定財源でふえるというふうなことにはなっていないというふうに思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 低所得者が多くてですね、こういう健康保険みたいに事業主負担がないこういう国保会計ですから、それに見合う形で国が適切な国庫負担しないと、国保制度そのものが維持できないというのはもう明白で、国も国会の答弁で、そのこと自身は認めているわけですね。ところが一方で、前にも指摘してきましたが、国は国庫負担を半分に、自民・公明政権のときに減らしたわけですね。ですから、先ほど言ったような形でどんどん財政調整交付金が必要な額が手当されないどころか、減らされてきているわけですから、その分で、これだけ与謝野町でも大きく減っているという状態になっているというふうに思うんですね。

ですから、こういうことを改善しない限りは、国保会計が維持できないというのは当然で、先ほどもありましたが、綾部、福知山、舞鶴、京丹後が22年度に16%ぐらい、大幅引き上げ、宮津市もこの23年度には18.4%の引き上げ、ですから、これは確実に制度そのものに問題があると、生まれているということだろうと思います。そこを改善しない限りは、本当にこれは維持できないわけで、そういう点で、民主党政権は、政権つく前には、9,000億円、国庫への予算措置をしてこれを回避するということを言っていました。現実には、今年度、約100億円ぐらいしかふやしていないと。自公政権のときに減らされたんよりは、100億といえどもふえるわけですから、流れは変わったと思うんですが、やはりここを適正にまず国保が維持できる形で、国やそして府も全額補助をゼロにしましたので、改善しないとできないということが明確だろうというふうに思います。

この点については、町長にお伺いしますが、以前からこのことは取り上げてきましたので、十分ご理解いただくとおもうんですが、引き続き、このままでは本当に維持できないという大変な事態なんでね、よろしく、関係団体に働きかけしていただきたいというふうに思いますが、お考えをお聞きします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） この国保、おっしゃるとおり、制度そのものの改革がない限り、じり貧といえますか、大変な状況が起こってきているというそうしたことも踏まえまして、昨年の暮れに行われました大会あたりでも、多くの自治体が集まり、それに対する決議を行って、その足でそれぞれの国会議員の皆さんのところへ、手分けをして直接訴えに回らせていただきました。自民党の先生方、また、国会開催中ですから、中に入らせていただくような形で直接訴えをしてきたわけですけれども、なかなか今の状況の中で、それが今後どうなっていくのか、非常に不透明な中で我々の予算を立てなきゃならない状況ですし、一定の今後の見通しを明るい方向へ向けての予算が立てられればいいんですけれども、堅実にやっていこうと思うと、今回、国保の審議会の方でもお世話になりまして、その答申をいただいたわけですが、町としては今の段階では、こういう形でやっていかなければという一つの予算組みをさせていただきました。

これらにつきましては、それぞれの政権与党、国の制度の中で、全体を見直していただかない限り、なかなか改善されるものではないというふうに思っております。そうした意味でも今以上に頑張ってもらいたいと思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 歳入の方の国の支出金とか、先ほど言われました前期高齢者の制度ができたり、

後期高齢者ができた20年から大幅に制度が変わった後を見まして、入ってくるお金とそれにかかわって出ていくお金で、約8,700万円、負担がふえてるわけですね、国保会計の。この分を保険料に上乗せしないと国保会計が赤字というね、これでは本当に成り立たないと。これが保険税にはね返ると、本当に払えないっていうね、こういう事態が生まれるだろうと思いますんでね、そういう制度的な問題は大変な事態なので、ぜひよろしく、いろんな形で取り組んでいただきたいと思います。

それで、再度お聞きしたいのが、共同事業等々の高額医療費等との関係で歳入と歳出が合わないというご説明があったと思いますが、これについて再度お聞きしたいんですが、約21年で4,000万、22年で6,000万円の支出がふえているわけですね。本来、これはどういう形で運営されるものなのか、その辺の仕組みをまず、ご説明いただきたいと思います。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 高額医療費の共同事業につきましては、二種類といたしますか、2つの制度がございます、80万を超える部分の高額医療費が対象になる部分と、30万から80万までの高額医療費が対象になる部分と、2つの制度がございます、その2つの制度はいずれも拠出につきましては、府内市町村の高額医療費の過去3年の医療費を平準化する形で拠出額が決められます。

それに対しまして、歳入に当たります交付金については、与謝野町のその対象となる高額医療費の実績に基づいて交付されるということでございます。

したがって、与謝野町の高額医療費が少なく、府内市町村の高額医療費を合計して平準化すると、そちらの方が高いので、歳出の方が大きくなるというふうなことでございます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 基本的に高額療養費が急激に上がると国保会計が運営できないような、それぐらい大きなインパクトがあるということで、ほかの自治体で、まあ言えば、調整機能としてつくられているというふうに思っているんですが、したがって、急激な変化のときには対応していただけるが、その後、それらが調整されて、長い目で見れば、入りと出がバランスがとられているはずだというふうに思うんですが、このバランスが崩れるのは、ずっと維持される可能性があるんですか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） この歳入と歳出の差額につきましては、一定、京都府の調整交付金の方で補っていただけるというふうな制度もあるようですが、制度の仕組みとしては、歳出はただいま申し上げたように、府内市町村の医療費の合計で平準化した額を拠出するというので、与謝野町が高額医療費の対象経費が多くなれば、その実績に基づいて交付金歳入の方が得られますので、そちらの方で、高額医療費が高くなると、そちらの交付金は多くもらえるということにはなりません。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 時間がありませんので、1回目の最後に、今回は10%の引き上げが提案されているんですが、この先ほど出ましたように、宮津市では18.4%、内容を見ますと、基金も入れ、一般会計からの繰り入れもしというふうに当初予算ではなっていると思うんですが、できるだけ、この引き上げ額を抑える努力ですね、これをどのようにしていただいとるのか、それについてお

伺います。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。今回、提案させていただいております条例改正につきましては、現在の22年度賦課の時点での基準所得をもちまして改正案を出させていただいております。そういった中で、今確定申告の時期で、新しい23年度の賦課のときの所得が出まして、この率を掛けますと、今言います基準所得がさらに落ち込めば、今試算では4,300万円のアップというふうにさせていただいておりますが、そういった数字も見込めないというふうな状況にはなるかと思っております。

そういった中で、与謝野町としましても、でき得る限り、保険給付費、先ほど高い水準でというふうに申し上げましたが、その保険給付費を少しでも減らせる、減らしていただける努力といえますか、そういったことに努めてまいりたいというふうに思っております。

そういった中で、与謝野町では、特定健診、がん健診を無料で実施しておりますので、多くの方に受診していただいて、病気の早期発見、早期治療、さらには生活習慣の改善に努めていただきたいというふうに思っております。

総合計画の基本計画の中にも、みずからつくる元気な体という項がございます、その中で健康づくりの促進という項もございます。その中で、自分の体は自分で守るというふうなことを基本に、みずからの健康づくりに対して町民の皆さんの意識の向上を図っていただきたいというふうに思っております。

そういう中で、保健課でもいろんな健康教室も実施しておりますので、積極的な参加をお願いしたいというふうに思っております。そういった中で、加入者の方が少しでも、みずから医療費を減らせるのであれば減らしていただくと、みずからの保険料、保険税負担も抑えられてくるのではないかとこのように思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 当町では健康づくり、あるいは健康診断等々、本当に頑張っていただいて、実績も非常に優秀な実績を上げておられるというふうに理解をしております。それで、再度確認しますが、23年度では、5,000万の基金を繰り入れ、一般会計からの繰り入れとして3,000万円、それで当初予算ベースでいえば、保険税の収入そのものは22年度と同じ額を集めるために、ところまでは抑えるけども、それでも10%上げなければ集まらないというそういう今の答弁だと思いますが、それで間違いないのか、再度、そこら辺のご説明を、取り組みの、お願いします。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。おっしゃいますように、前年度4,000万円からの税の減収というふうになっております。その分を追いつく形で4,300万円程度のアップと。あくまでも、先ほど言いました現所得での試算ということですので、それを確保する形で税率改正をお世話になっております。先ほども申しましたけども、23年度賦課のときに、それ、所得の落ち込みによってその確保ができない場合、22年度の決算見込みの状況で、基金残の状況にもよりますが、残った限りの基金の投入、それからなお不足する場合には一般会計からのご支援もしていただきながら、23年度は運営していかなければならないというふうに考えております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） さらに、24年度、5年度ですね、その辺の将来見込みについて、現状ではどのように考えておられますか。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 24年度、25年度等についても見込みを立てるのは非常に難しい部分はあるんですが、傾向といたしまして、財源不足に陥ることは間違いないというふうに認識しております。そういった中で、どれぐらいのアップというふうな言及は今の時点でできませんが、24年度、25年度の見込みを立てる中で、またさらなる改正、税率改正についてもお世話にならないといけないのではないかというふうに、現時点では思っております。

議 長（井田義之） 野村議員、あとは2回目以降にお願いいたします。

1 番（野村生八） はい。以上で1回目を終わります。

議 長（井田義之） ほかにありませんか。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、質問に入りますまでに、11日に東北地方、また関東圏を襲いました千年に一度という大変な震災を受けられました地域の皆さんに、心からお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々に哀悼の誠をささげたいと、このように思っておりますが、先年、私たちが訪れました長野県の栄村におきましても、これはまた連動した地震で大きな災害が出たということで、この栄村の方々にも心からお見舞いを申し上げたい、このように思っております。一日も早い復旧をご祈念いたすものでございます。

それでは質問に入ります。野村議員さんが今幾つかのポイントを質問されましたが、私は、この国保の今度の値上げの中で、大きなポイントになるのは、やはりその医療費の適正化と、それから税の確保の問題ではないかなと、このように思っております。まず、先ほどの野村議員さんの答弁の中で、課長の方からありましたいわゆる高齢者の前期の医療の財政支援に伴って、この交付金が保険給付費に追いついていないと、こういう説明があったと思うんですけど、私は、どういいますか、今まで出された資料を見ておきますと、そうではないんじゃないかなと思って、こここのところから質問します。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。何度も申し上げますが、国保は大変複雑な制度でございまして、私の不勉強で理解が足りない部分もあるかとも思いますが、まず、保険給付費につきましては、国保の被保険者として74歳までの年齢の方の総額でございます。その中で、20年度から65歳から74歳までの前期高齢者の方の対象の医療費が従来の国の補助金の制度の中から、その対象費用を抜き出しまして、交付金制度の対象になったというふうなことで、交付金から財源確保ができるような仕組みができたというふうなことでございます。

そういった中で、数字の前年度比較をしますと、国府の補助金の減額、大きく数字が減額されると、その見合い分が交付金で補てんされているかといいましたら、そうではないというふうなことから、その交付金制度による補てんが十分ではないかというふうな意味で申し上げさせていただきました。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 私は厚生常任委員会に出されております資料を見ますと、例えば、療養給付費と前期高齢者交付金は、22年度の決算見込み額で見ますと、これは21年度より26%伸びてるんですよ。だから、僕は、課長のおっしゃっとること、ちょっと理解ができにくかった。まあこれはこれでよろしいんですが、一つはその療養給付費がどう伸びるかということなんですけど、野村議員さんのお答えにもありましたように、実際には下がっていると。この中で、今、入院と入院外の置き分けというのはどういう格好になっておるでしょうか割合としましては、レセプトで、いわゆる療養給付費の請求来ますね。その中で、入院と入院外に分かれていますね。その辺は、課長、わかりませんか。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 大変申しわけございませんが、資料を持ち合わせておりません。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、それはまた後ほど資料をいただいたら結構ですが、税の確保をどうするかということの中で、いわゆる京都地方税機構に、国保税についても既に滞納分についてはお願いされとると、こういう理解をしておるんですが、今、地方税機構にいつている国保税の金額です、そして、22年度で大体収入があると見込める金額というのは、どのぐらいになっておりますか。

といいますのは、地方税機構の資料では、約、滞納額の20%が収入になっておると。それで、ことしの20、今年度というか、23年度の見込みでは担当課では11%を見ていらっしゃいますね。その辺のところ、地方税機構では実際でどうなってるのかなということがちょっと知りたいんですけど。

議 長（井田義之） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） 税務課の方からお答えをさせていただきたいと思います。細かい部分での資料はちょっと手持ちにはございませんが、本年の2月末現在の徴収率を見てみますと、国保税の滞納部分につきましては、前年同時期同額の約1,920万円ほど、現在入っております。

それから、現年分につきましては、前年を約1ポイント上回る形で国保税は入ってきておりますので、このままで行きますと、現年につきましては約1%上乘せの徴収が入るだろうし、そのぐらい滞納繰越分につきましては前年決算でいきますと、2,160万円も入っておりますので。

1 5 番（勢旗 毅） パーセントは何ぼですか。

税務課長（日高勝典） パーセントでいきますと、国保現年につきましては94.5%はいけるだろうというふうに考えております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） せんだって、国会でもこの議論がございましたし、それで、やはり国の方のおっしゃっとるのは、収納をいかに確保するかと、このことが大きなポイントになるのではないかなと、こういうふうに見させてもらって思っておりましたので、ぜひ、そういった部分の確保についてお願いをしたいと思っております。

それから、10%の値上げということでございますので、国保の運営協議会ではどのような議論がありましたでしょうか。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 国保の運営協議会につきましては、2月の17日に開催させていただきました。
事務局の先ほども含めた、事務局の説明によりまして、ご意見といたしまして、全国的に大変厳しい国保の運営状況については、この状態では加入者の負担増もやむを得ないのではないかと
いうご意見をいただきました。ただ、先ほどもございましたが、滞納の収納率につきまして、不公平感があるというふうなご意見をいただく中で、収納率を上げる努力をしていただきたいという
ふうなことを、合わせて意見としていただいております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） これはまた新年度予算のときをお願いをしたいと思っておりますが、ご検討をぜひ
お願いしたいと思っておりますのは、これだけ値上げをいたします。したがって給付の面がど
うなるんか。給付はまだこれから国の改正等ございますので、また説明があると思うんですが、
私はかねて申しましてるように、一部負担金のこの制度をもっと活用しなければいけないと思っ
ておりまして、それで、秋田県の仙北市が最高裁に上告しておりました件もですね、これは上告
を取り下げると、こういうことになりましたし、私はこの一部負担金のこの減免やあるいは徴収
猶予を含めて、この制度をぜひ積極的に活用をするようなことにしていただきたいな、このよう
に思っておりますので、これはまた23年度も言いますから、お願いをしておきたいと、検討を。

それから、町長に最後に1点だけお尋ねしますのは、先ほど来から構造上の問題ということが
国保言われておりますが、現在、町村会では、京都府の国保連合会あたりほどの程度の話がされ
るのか、このことだけお伺いして終わりにしたいと思っております。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 町村会あたりよりも、国保連合会の方での論議の方があれかと思っておりますけれども、
非常に危機感を持っておりまして、それらにつきまして、国保連合会も全国挙げてこれらの改正
といえますか、見直しについての要望をいたしております。なかなかこういう政局の状況の中で
すし、政権与党も、自民党さんやそのほかのところも、なかなか方針ができてないという感じが
いたします。しかし、我々の生活に直接関係してきます大きな税でございますので、そうした意
味ではできるだけ健全に経営がしていけるようなそうした方策をぜひ求めていきたいというふう
に思っております。

議 長（井田義之） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

午後1時から議会運営委員会、よろしく願いいたします。

（休憩 午前11時56分）

（再開 午後 1時30分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、午前中に引き続き、与謝野町国民健康保険条例の一部改正について
を議題とします。

質疑ありませんか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） それでは、2回目の質問をいたします。まず、国保の会計というのがどういう会
計かということで質問いたします。国保会計は7割、5割、2割の軽減制度がありますが、この
制度の趣旨と、それぞれの対象者数、そして国保全体に占める割合ですね、これについてお聞き
します。保健課長にお聞きします。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。国保につきましては、加入者の中でのその構成といいますが、社保を退職された方、それから高齢者等も含めて無職の方、高齢者の方が多く加入していただいております。そういった方については、保険税の負担能力といいますが、そういうものは低くという状況がございますので、所得に応じて7割軽減、5割軽減、2割軽減というふうな軽減措置が制度として組まれております。その中で対象者ということでご質問がございました。世帯割合でよろしいでしょうか。7割軽減世帯といたしまして、これは平成22年度でございます。1,296世帯でございます。それから、5割軽減世帯が338、2割軽減が573世帯、合計しますと2,207世帯となります。それで、全体の世帯数4,242世帯で割りますと52.0%ということになります。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 極めて所得が低い、無収入や所得が低い方、あるいは2割軽減、所得が低い方合わせると半分を超えているということで、今言われたように、本当に弱い人たちを受け持つのが国保会計だということが、この数字でも明らかだろうというふうに思っています。それで、その意味では、国の社会労働調査室の資料でも、健康保険に比べて、国保に入っている人の平均年齢は10歳高いと。そして、1世帯あたりの収入というのは、国保が131万円に対して健康保険は229万円ですね、大きな格差、国保は低所得という、これはもうそういう数字でも裏づけられております。

一方、年齢の高い人がやはり多いので治療費は反対に多くなるということで、国保の給付費は17万7,000円、健康保険が11万6,000円、出る方については健康保険が大幅に少ない、国保が多い。ここを見ても明らかだろうと思うんですね。

こういう中で、全国のアンケートを見ても、負担が一番多いというふうな中で出てくるのが、この国保の保険税なんですね。一番負担が多い国保の保険税、だから、払いたくてもなかなか払えないという、今悲鳴のような声があつとるわけで、こういう実態について、町長はどのように受けとめておられるのか、お聞きをいたします。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 今の仕組みの中で、そうしたそれぞれの市町村がやっている中では、そうした市町村によって、中身がいろいろと違いますし、その中身によって、特にこういう高齢者が多く、また大変経済状況の悪い中では、与謝野町の国保が示しますとおり、大変低所得者あるいは弱者の人に対するそうした保険料の比率が高くなって、厳しい状況だというふうには認識しております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） それでは保健課長に、この間、国保の負担の割合がどういうふうに推移してきたかということについて、特に、例えば所得に応じて変わる所得割ですね、これについてご答弁をいただきたいと思っております、推移ですね。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 過去の与謝野町の国保の所得割の税率の推移というご質問でございます。併しまして、18年度から申し上げますと、所得割率として18、19年度が6.20%でございま

す。それから、20年度、税率改正をさせていただきまして、それと制度改正、後期高齢者医療制度が20年度にできました、それに伴いまして税率改正をさせていただき中で、医療分については4.80%、後期高齢者支援金分として、1.80%、足しますと、6.60%ということで、18、19年度に比べまして、0.40%アップということでございます。20年度から22年度までは税率改正しておりませんので、同率ということでございます。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 例えば、平成15年度でいえば、加悦は所得割4.5とか野田川が5.6、岩滝6.2、そういう状態から現状に、やはりかなり上がってきてるわけですね。全国的にももう、確実に大幅に1.5倍から倍になってるところとかいうふうに言われてますけども、当町でも同じように推移してきてる。こういう中で、先ほどの調査室の資料でも、年収500万円、4人世帯で国保は44万6,000円、同じ額で健康保険が20万1,000円、倍以上、国保の負担の割合っていうのがあるということが明らかにされてるんですね。やはり、弱い国保がこれだけ保険料を払わなければならない実態にある、このこと自身が、やっぱり大きな制度上の欠陥があるということで、ここをやっぱり変える必要があるし、そこの変えるに向けて、できるだけこういう実態の中で、もう本当に払いたくても払えないというこの実態の中での町民の苦しみに対して、頑張っこの国保料を抑えるということ自身は、町としても当然取り組んでいただく必要があるし、先ほどの1回目の質問でお聞きしましたように、現実にはそういう取り組みはされているわけですが、23年度においては、実質的には約3,000万円の歳入減を補う10%ほどの保険料アップが提案をされています。

それで、一番最初の思いからいえば、突然10%のアップっていうのが、これだけ落ち込みがひどい状況の中で、本当に耐えられるのかなという点ではなかなか理解しづらい、こういうふうに関産党議員団としては受けとめています。この3年間を、こういう暮らしを支えるいわゆる緊急経済対策として、国はもちろんですけども、町でも住宅改修助成制度も来年の3月までということで頑張っ取り組んでいただいております。そういう意味でも、この10%をもう少し減らしていくという、このことがやはり大事ではないかなというふうに思うわけですが、この点については町長にお伺いをいたします。

議長（井田義之） 太田町長。

- 町長（太田貴美） 10%が突然ということなんですけれども、今までも踏ん張ってきたわけですし、一般会計からも繰り入れをして、何とかこの値上げを抑える方法をとってきましてけれども、今後3年間の先を見ても、財政調整基金ももう底をつくという状況の中で、やはり、一遍に先ほど出てましたように18%あるいは20%まで引き上げるということは、これはとても3年後、じゃあ30%引き上げるかという、これこそとても耐え得ることにはならないというふう判断をしております。一般会計からも繰り入れますけれども、それとても、やはり二重に税をとられるようなそうした感じになられる町民の方もおられるわけですから、そうしたことの公平性を考えますと、10%上げさせていただくんが、いろいろと検討した結果、そこをぜひお認めいただきたいというふうに考えております。そのことにつきましても、国保の運営委員会等でも説明をさせていただいて、委員さんの方から、もうこれは仕方がないなというそうした判断をいただいたということでございますので、少しでも下げる工夫はしたつもりでございます。それ

でなお10%ということになってるということ、ぜひご理解いただきたいと思います。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 行政の取り組み内容を聞けば、その町長の今の答弁そのものも理解はできるんですけども、住民の暮らしから見れば、やはりこれはなかなか理解できないというふうに思うんです。その点で、21年、22年というのは、先ほどから言ってますように、制度が物すごく大幅に変わって、2年後精算というのがたくさんあるわけですね。そういう点ではわからない部分で予定しておったのに比べて、いわゆる国が説明しておったとおりにならなくて、負担が突然ふえたというものがいっぱいあります。少なくとも23年度というのは、それらが調整されて、そういうことはなくなっていく中で、23年度が当面の将来的に国保、これは今のシステムそのものがひどいんですが、こういう中でどういうふうに将来的に運営できるのかということが一番よくわかってくる年ではないかなというふうに、私はこういういろんな数字見ていて思うんですが、これは保健課長、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。23年度を見通すというのも、今の時点で大変難しいかなということをおもっております。午前中も申し上げましたように、状況としましては22年度と同じような状況が続くのではないかなというふうな見通しでございます。

ただ、その過去の清算分等も含めて、23年度でほぼ見込める数字が出るのではないかなというご発言ですが、確かに、そのように予算と国からいただいた数値が合致できるようであれば、23年度運営する中でその今後の見通しについて、どれぐらい財源不足が来ってきて、じゃあ、どういう財源不足の補てんの方法をどうするんだというふうな検討ができるのかなというふうには思っておりますけども、加入者の方だけのご負担というふうなことは、当然、過大な負担もできませんし、基金からの繰り入れ、それからまた一般会計から支援いただく、あるいは最終的な方法として、繰上充用等も含めた運営にもなるのかなというふうな現時点での思いは持っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 例えば、共同事業で先ほどありましたように、4、600万円それだけでね収入支出のバランスが合わない。平成22年度の現状の中での平成23年度の予算、基本的には、これはどこでもプラスマイナスゼロという説明になるわけですね、説明自身は。現実には、共同安定化事業は拠出するほうと交付されるほうとでね、大体プラスマイナスゼロという形での説明になるとるわけね、どこの自治体見ても。しかし、現実にはこれだけうちはあつてないと、それに基づいた平成23年の予算組み、それは安全を見越してされているということだと思んですが、そういう状況についてもほかの調整機能もあるわけで、それらでも調整がされるだろうというふうには思うんですが、それはわからない見通しというのはわかるんですけども、そういう点を含めてやはり平成23年度という点はですね、この今の現状で将来的に確実にということではない部分があるわけですから、ここはやっぱりできるだけもう少し抑えて平成23年決算見込みに向けてのその辺が見通した上での将来設計ということが私は必要ではないかなというふうに思っています。

そこで、町長に最後お聞きしますが、最初に平成24年、平成25年も保険料を上げざるを得

ないのではないか、先ほどもその部分が極端に多くなるということではない形でという答弁がありましたけども、平成23年度も3,000万円の繰り入れがされます。基金が今後さらに使うことがなければ4,000万円ちょっとある予定の予算になっておるわけですが、それがいわゆる使ってもさらに現状では厳しいわけですが、この平成24年、平成25年についても引き続き繰り入れをしてですね、できるだけ保険料を上げないというぎりぎりの取り組みがこういう会計だけに必要だろうと思っておりますが、その辺のお考えについて最後お聞きをいたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） お約束はできませんが、こういう状況の中でできるだけそうしたものを抑えていくという努力はさせていただきたいなというふうには思っております。制度が変わってくる中で京都府全体での取り組み等を今考えられておりますので、それらもあわせて1町では対応できないところはやはり京都府下、広域的な取り組みというものを進めていくということも1つの方法ではないかというふうに考えております。

1 番（野村生八） 終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第10号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立多数であります。

よって、議案第10号 与謝野町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6 議案第11号 クアハウス岩滝条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第11号 クアハウス岩滝条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第7 議案第12号 与謝野町と宮津市との間の消費生活相談等に係る事務の委託についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

17番、谷口議員。

- 17番（谷口忠弘） 去る3月11日、午後2時46分ごろ、東北を中心とした地震が起こりまして大災害の地震でございました。そのころ、私はこの場で一般質問しておりまして、あんまり揺れには気づかなかったほうなんですけども、帰ってテレビを見ますと大変な被害を現実見まして、本当に亡くなられた方も多数出ておりますので謹んでお悔やみを申し上げたい。またけがをされた方に対しましては、一日も早く回復されますようにお祈りを申し上げたいというように思っております。

それでは、消費者の安全法に基づく窓口設置の議案に対しまして何点かちょっと質問をさせていただきたいなと思います。

まず、今回この消費者の安全法に基づく相談窓口の設置でございますけども、そもそもこの消費者安全法に基づくこの相談業務というのはどのような範囲の相談業務になるのか、まずその点についてお尋ねをしたいと思います。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

今回といいますかこの業務につきましては、相談あっせん業務という形になっておりますけれども、具体的に申し上げますといわゆる消費者安全法に伴いまして、消費者と業者とのそのトラブルというものにつきまして一定整理をしていくというものでございます。企業同士のトラブルとか、それからいわゆる多重債務もあるんですけれども、多重債務につきましてはこのセンターといいますか相談業務として直接行えないということでございますので誘導ということになりますが、基本的には消費者と業者とのトラブル整理をこの相談の中で行っていくというものでございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

- 17番（谷口忠弘） 私ですね、この消費者の安全法というものをちょっとインターネットで調べたんですけども、これならずらちょっと読んでみますと、基本的には消費者が製品等にかかわる使用等の問題についての窓口設置だというぐあいにはちょっとお聞きをしておるんですけども、ただ、今ちょっとおっしゃられたケースは、要するに使用前の商品を買ってもそれが気に入らなかったら返すかというようなクーリングオフですか、そういう制度もありますし、そういうかかわるクレームではなしに、先ほど言いましたように製品とか商品を消費者が使用されるときに起こる安全性の問題についての窓口設置だというぐあいに、この消費者安全法ではそういうぐあいの明示がしてあるんですけども、先ほど言われたようなことも入るのかどうかもう1回確認をしたいんですけども。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 基本的な業務といたしましては、例えば個人個人のそういう問題とかいうことではなくて、いわゆる先ほど申し上げましたように個人いわゆる消費者といわゆる商業や金融業を営む事業者とのトラブルについて行っていくわけでございますが、広い意味で申し上げますとそれ今当然いろんなJUS法だとか食品衛生法だとかいろんな関連法がございまして、それに絡みながら調整をしていくというようなことは当然出てくるかというふうに思っております。ただ、多重債務につきましては、そこまで深くは入っていかれないということで、基本は先ほどからも申し上げておりますように消費者いわゆる個人と商業や金融業を営む方々のそういうトラブルについて調整を行っていくというものでございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

- 17番（谷口忠弘） もう1回再度お聞きしますけれども、要するに商品を使ったときの安全性についての相談窓口という以外に、そうしたクレーム的な問題ですね、商品を買ったときのクレーム的な問題についても当然相談を受けると、この窓口で相談を受けるということでよろしいのでしょうか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） もう少し細かく言いますと、契約法等々に係ります消費者とのトラブル、企業とのトラブルでございますけれども、先ほど申し上げましたように、そこにかかわります関連法、いろいろな法がございまして、JUS法だとかいろんな法がありますけれども、そこに至る部分につきましては、やはり専門的な法がございましてそういった方々の中で要するにあっせんといいますか引き継ぎをしていく範囲でございまして、ここではそれじゃなくて基本はこのセンターの指導員はあくまでも契約法等に伴いますトラブルいわゆるクーリングオフだとかそういう部分を主に行っていくということでございまして。あっせんのところでは今ご指摘の部分もやはり窓口となって誘導をしていくということはやっていく内容になっております。

議長（井田義之） 谷口議員。

- 17番（谷口忠弘） これ相談員さんを2名雇用されて相談を受け付けるということですが、この種の相談というのは大変難しいと思うんですね。例えば、過大広告とかですね口コミなんかによって商品に対するクレームですね、これが起きるケースもあるでしょうし、内容成分とかですね、それが違法なものが使われているかどうかとかですね、いろいろ難しい問題があると思うんですけども、この相談員さんですね2名の雇用、これは行政がタッチしてこの雇用を図られようとしておられるのか、だれか学識経験者みたいな人があればいいんですけども、なかなか難しい業務と思うんですけど、その辺はどうお考えになっておられますか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、この相談員は非常に多種多様な相談に対応していかなければならないということでございます。職員の対応ということでございますけれども、職員につきましては、人事異動等でもかわりますし、なかなか専門的な部分が高いところから職員を当てるということにつきましては、非常にハードルが高い、困難であるという判断の中から京都府等との調整も行いながらこの専門的な相談員2名を確保していただくということで、既に丹後広域振興局内にあります相談窓口の中でお二人を臨時職員さんとして実際に雇用していただいております、その

方々がいろんな経験をされた中でこのセンターに配置をしていただけるという準備まで整っております。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 最近ですね、インターネット通販、インターネット、ネット販売ですか、これとか通信販売ですね、この領域がどんどんどんどん広がっておりまして、新聞等をちょっと見ますと百貨店の業界の売り上げを超えたというような状況になっておるみたいです。今後もますますこのネット販売がふえていくぐあいに思ってますし、また特にお年寄りの方ですね、訪問販売これに対するクレームたくさん今出ているようでございまして、訪問販売はもちろん合法なんですけども強引な販売というケースもあると思うんですね。こういうケースについては、与謝野町の場合は月曜日と木曜日ですか、1時半から4時まで窓口業務をしていただいているということで、こういうお年寄りが非常に困った場合のケースなんかについては、最終段階までお世話をするというようなところまで手の行き届いた、そういう相談が必要かと思うんですけどもその点についてはどうでしょうか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

2名の方につきましては、かなり高度の高いいろんな対応ができるように、今いろんな法人があるんですが、そういう組織があるんですけどもその中で勉強もさせていただいております。結論から申し上げますと、そこまでやっていただくということではありますが、今言われました本当に複雑でございますので、最終的には京都府のほうにセンターがございまして、そことの連携をとりながらやっていくということでございまして、啓発ももちろんやっていくということもやっていかなければなりませんし、防止の啓発でございますが、あわせてこの案件につきましては、消費者のほうから相談を受けない限りなかなか発覚が、発見しにくいといえますか、いう部分がございますので啓発も含めてこの相談員の方々には活動をしていただくということでございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 消費者保護の立場からですね、こういった窓口相談というのは非常に有効で大切なことだろうというぐあいに思うんですけども、1つちょっと気をつけていただきたいのはですね、誤認とか誤った形で広がっていきますと、例えば業者さんとか販売店さん、こういう人に風評被害をもたらすというケースが多分にあるのではないかなと、ちょっとその辺は懸念しておりますので、この辺の問題を十分気をつけていただきたいなということをちょっとお願いしておきたいと思えます。

それと、資料のこの26ページですね、これの事業費の関係がちょっと出てあるんですけども、これにつきましては、平成23年度は800万円近い事業費ですね、報酬でありますとか2名の分の報酬でありますとか窓口整備費ですね、これはいろいろなパソコン関係やいろんな設備が整えられると思うんですけど、公用車ですね、これは伊根町や当町にも来られるということで公用車も買われるということで800万円という事業費が掲げられてあります。

これに対しまして、基金の事業分ということで755万円ですか、それで市町村の持ち出し分が41万円ということで、この基金事業分というのがどういふものか僕もちょっとよくわかりませんんですけど、このところを最初にちょっと説明いただけますか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 国の施策でございますので、国からのこの基金分として府を通じましてセンター設置にかかります経費の分は持ちましょうということとあわせまして、平成23年、平成24年同じ形で負担をしていただけるということで、平成25年からは単独でということにこの表を見ていただいたらわかるかと思いますが、特に平成23年は4月からの立ち上げ費用というものにつきまして755万2,000円あまりの基金がいただけるということでこれで立ち上げ準備をしまして、平成24年につきましては人件費見合い等を補助いただけるという形で予算計上をさせていただく予定のものとして資料として添付をさせていただきました。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 今、ご説明いただきますと、2年分については国からの補助金がいただけると、平成25年以降はもう自前でやってくださいよと、こういう感じですね。これが消費者保護の非常に役立てるような機関になれば非常に大変結構なことなんですけども、大変国の施策の割には2年分しか補助金がおいてこないというのはどうもちょっと問題があるんじゃないかなというように感じはしています。

従来、この種の相談窓口は役場でも当然受け付けられてると思うんですね。どこが窓口がちょっとよくわかりませんが、どれくらい年間ですね、こういう相談件数があったのか、わかればちょっとお聞かせいただきたいなと思うんですけど。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えをいたします。

平成21年実績で15件ということで確認をいたしております。そのうち架空請求が6件ということでございますが、平成22年、現在でございますけれども9月、12月までの件数で7件相談を受けております。しかしながら、これは与謝野町として受けました部分でございますので、直接センターいわゆる京都中央のほうで直接電話されておられる方もあるでしょうし、それから振興局、丹後広域振興局のほうにも現在のところはセンターが、センターといいますかそういう窓口機能がございますので、そこを若干見させていただきますと36件ぐらいは与謝野町のほうから相談があったということですので、約50件ぐらいが実際にこの相談の中にあると、町内においてはあるということをおもひのほうは確認をさせていただいておるところでございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 先ほどもちょっと申しましたけども、2年間しか国の補助金が得られない中で、3年目から自前でやっていかなあかんと、有効な窓口になればそれにこしたことはないんですけども、感覚としてはどうもあんまり高つくような形で運営をしなくてはならないかなというぐあいに思っております。ぜひ有効に活用できるような形で消費者保護に役立てていただきたいなと思います。終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

7番、伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは、議案第12号についてちょっとお尋ねしていきたいと思っております。資料の26ページで今谷口議員のほうからも指摘があったページなんですけども、その中身何かを見てみますと、平成23年、平成24年、平成25年度の想定というかね、だーと出ておりま

す。私この表を見ながら、ちょっと私の従来の頭、古い頭ですから改めてお伺いするんですが、本来私の認識は、本来消費者行政といいますか消費者のセンターとかいう、そういう役割というのは、県レベルでの任務でないかというふうに思ってたんですね。ところが、いいんですよ、これは積極的に市町村がやっていくことはいいんですけども、その関係でどういうふうに見るべきなのかというあたりをちょっとご説明願えたらと思っているんです。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

議員のほうの思いも私のほうの思いも一緒かと思いますが、この消費者を救済していくということにつきましては、行政としてやらなければならない業務であるということは一貫しているんじゃないかなというふうに思いますけれども、これを地方にということでございます。これは地方も地方なりに精いっぱいのことをしているんですが、国としては地方として責任を持ってその役割を果たしていただきたいという1つの法的なところでの指示ということでございますので、今回このような形をとらせていただくということで、相談業務が法的に市町村におりたということです。センターの設置については必須ではございませんが、努力義務でございますけれども、今回努力義務につきまして、1市2町で同じ経済圏の中で取り組むべきということで今回提案をさせていただいたというものでございます。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もう少し答弁がすきっというか、私の頭のほうに理解できなかったんですが、そうだとすると財源として今26ページの資料という財源で、例えば平成25年度以降であれば、基金事業分ということでゼロになって事業費の総額は全部市町村負担になっているということですから、本来県レベルいわゆるここであれば京都府が財政支援をしないのかと、一切、この点私は納得できないという点なんですけどいかがですか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 言われるとおりでございますが、数字的には平成24年までの2年間をバックアップしていきたいということでございまして、平成25年につきましては、まだ確定をしておりませんが、今の段階ではこういう形になるということで現在の状況を報告しております。今後、国レベルでこの消費者庁等もございまして、ここの部分をどう国としてまた府として重要視して支援策をつくっていくかということにつきましては、当然今後の協議には入るかと思っておりますけれども、現段階ではこういう形で進んでいくということを出させていただいているというものでございます。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、説明はわかってるんです、その今の経過の説明は。このことが問題ではないかという質問を僕はしているんです。問題じゃありませんか。本来は府がしてもらった、ただ市町村もやったらいいですよ、ただ本来の責任でいえばそうではないかと、それがかわったと、もう県レベルの任務は終えて全部市町村に全部かわったんだと財源措置もされているというんならわかりますよ。僕は少なくともこの資料の中では財源措置がきちっとあるかというたら、僕は見えないんですよ。2年間はやりますけど後は知りませんでしょう、これ今の説明だったら。そんなんだったら京都府の責任はどうなんだと、国の責任はどうなっているんだと、こうなりますよ

ね。市町村にこんなんしてどんどんどんどん荷だけかけられてするというのは、この間僕が言っているように何でもかんでもこれでいいのかと、いい面はありますよ、現実的に町内の消費者からいろんな苦情が来たり声があるんですから、それは対応するのは積極的でいいですよ。しかし、考え方をきちっとした上でいうたら国や府の責任はどうなるんだと、何でもかんでも市町村に押しつけていいのかと、この疑問が僕は解けないんです。課長、答弁お願いします。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

私のほうからは現実を報告させていただくことしか今の段階ではお答えできませんけれども、先ほど言いましたように、平成25年の現実はこうであるけれども今後の施策としてこれは議論すべきであるというふうに答弁をさせていただいたつもりなんですけれども、それで理解がいただければというふうに思います。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 「私は事務報告だけで協議した結果だけ持ってきてます」なんてという答弁されると僕は心外でしてね。所管に関する責任を持つというのは、そういう姿勢では僕は納得できませんね。これがどういう根拠となるのかと、本来僕がさっきから言っているように、京都府が責任を持つのはどこまで持つんだとこの制度で、いうことがこれでは見えないでしょう。平成25年度以降は一切見えない、ここには、どうなってんだと、いや、町長や副町長はそのこと知っているんですか。財政部局でもそういうことわかってるんでしょうかね。平成25年度以降の財政については京都府はこういう方針ですというのが別にあるんですけどら知りませんで。担当者には言っていないけどもいうんがあるんですけどら教えてください。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

京都府のほうからこの消費者センターの事務が市町村のほうにおりてくると、こういうことでございますので、恐らく今京都府がそれを担っているのであれば地方交付税の中にその経費が府県に算入されているだろうというふうに思います。それが市町村に移管されていくことになりますと、府県に算入する交付税から市町村のほうに算入する交付税のほうにそのセンターの費用が移ってくるだろうと、このように考えております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の企画財政課長から希望的な観測らしき答弁で、担保がない、言質や担保、具体的な指示文書がない希望的な方向性を答弁として求められました。僕は、そこがやっぱり非常に問題だと思いますよね。まして今希望的観測の答弁の中で、交付税措置をされるであろうという話がありました。これも苦し紛れで、いや、課長がいうよりもそうなるんでしょう、想定で言えば。しかし、交付税措置でまたされるというのはね、結局はあいまいにされるということですよ。僕からしたらね、もうこれは5件や6件の話やないよね、交付税措置の問題は。一時が万事、一事が万事ですよ。補助金をどんどん削らしてね、一事が万事ですよ、これほどむちゃくちゃなことをされているのは。だから、いいかげんにね、そこははっきりしないと、担当課のほうでも言うべきことはちゃんとと言わないといかんとおもいますよ。だから、そういう点で私は非常にこの今の提案については不十分さがあるということを指摘して、これはやることは、消費者センター

がやることは、相談センターがやられることは非常に大事なことで進めたらいいんですが、やっぱり制度上の不十分さはきちっと早急に補うように、町長になるのか課長かわかりませんがぜひ頑張ってください。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第12号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第12号 与謝野町と宮津市との間の消費生活相談等に係る事務の委託については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8 議案第13号 宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思います。ご異議はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第13号 宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第9 議案第17号 平林辺地に係る総合整備計画の変更についてと、日程第10 議案第18号 奥滝辺地に係る総合整備計画の変更についてを一括議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

16番、今田議員。

16番（今田博文） それでは、二、三点質問させていただきたいというように思っております。

今回、平林辺地、リフレの関係で辺地債発行という提案でございますけれども、全体計画、リ

フレの改修あるいはいろんな整備がありますね、その中での辺地債の発行というのはこれ、ここに出ている額これがすべてというふうに理解したらいいんですか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

32ページをごらんいただきますと、3、公共的施設の整備計画という表がございます。その一番下の地場産業振興施設整備8,606万9,000円に対して8,600万円を辺地債を発行する予定といたしておりますが、これは9月の…

（「企画財政課長、32ページというのは？」という声あり）

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） 議案書でございます。

これは9月の議会で補正予算として認めていただいた部分について、今回京都府と協議が整って出させていただいたという部分でございます。したがって、もう少し発行いたしますのは、平成23年度の当初予算に計上いたしております工事費ですとか、それから備品の整備、それも今後新年度に入ってから京都府と協議をいたしまして追加で総合整備計画の変更の議決がいただきたいと、このように思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） リフレの関係でリニューアル、それからふろの改修でありますとか、厨房でありますとか、それから加工場の新設、いろんな今回の改修やリニューアルあるいは新築がありますが、総合して予算にも出てると思うんですけども、全体計画としては事業費がどれぐらいになるのか、その中で今企画財政課長からありました新たな辺地債の計画もあるというふうなお話ですから、辺地債が幾ら、補助金が幾ら、単費が幾ら、今ではどういう試算をされていますか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

まず、平成22年度の9月補正で計上いたしました額が8,606万9,000円に対しまして8,600万円の辺地債の発行を予定いたしております。現状では補助金はなしに辺地債だけで対応をさせていただきたいというふうに思っております。

平成23年度につきましては、食と健康の拠点施設整備事業債ということで、4,180万円を予定いたしております。したがって、約1億2,800万円程度の辺地債を発行させていただきたいというふうに思っております。100%充当でございますので、総額の事業費としては1億2,000万円を超えるということでございます。現在のところ起債のみで補助金等については予定をしていないということでございます。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） そうしますと全体事業費で辺地債を充当すると、これ1億2,000万円を超えるようないわゆる整備費というふうに理解をさせていただきたいと思っておりますけれども、辺地債というのは交付税算入、当然ございますけれども、1億2,800万円のうちいわゆるうちの持ち出しですね、町の持ち出しというのはどのぐらいになるんですか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。

1億2,800万円の事業費といたしまして、80%が交付税算入でございます。20%を町で持つということでございますので、2,560万円が町からの持ち出しということでございます。

辺地債は10年償還でございますので、1回に2,560万円を負担するのではなく、それを10年償還させていただくということでございます。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 財源のほうはわかりました。平成23年度でお伺いをしたらいいのかなというように思いますけど、少しだけその中身について農林課長にお伺いをしたいと思います。

今、リフレのそのリニューアルあるいは地域協議会を中心に、中の運営をどうやっていこうとあるいは加工場の建設なりあるいは中の設備をどうしていこうという、いろんな部分で総合的な協議といいますか、そういうことが始まっているというふうに認識をしています。全体の青写真というのはほぼ設計図的にできているのかなというふうに思いますけれども、今どういうところまで話が進んでおるのかお聞かせをいただきたいと思います。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） 答えいたします。

リフレかやの里につきましては、昨年12月にもこの議会でご議論をいろいろとしていただきました。1つには行政が進めさせていただくこととして8,000万円の工事請負費を繰り越し承認いただいておりますので、それを3月23日の日に入札をいたしまして、リフレ本体の改修工事とそれから農産加工施設の新築工事2本に分けて入札を執行し、工事に着手していきたいというふうに考えております。

それから、指定管理者になりますよさのうみ福祉会におきましては、この間スタッフの体制を整えてきておられます。総括責任者、それからレストラン責任者兼料理長、それから農産加工の責任者、このトップのスリーを初めといたしまして、ほかの臨時職員あるいはパート職員さんも現在募集をしておられます。また、障害者の雇用手型、非雇用手型につきましても募集なり福祉会なりで選考をされましてそれらが固まりつつございます。

そういった中でいよいよスタッフの体制が整ってきましたので、今後のスケジュールの調整あるいはそれまでに、オープンまでにしていかなければならぬいろいろなことについて現在調整が図られているところでございまして、目標としましては7月のプレオープン、10月の本格オープン目指して、行政そして指定管理者のほうで調整を図りながら現在進めさせていただいているというところでございます。

議長（井田義之） 今田議員の質問の途中ですが、ここで2時45分まで休憩します

（休憩 午後 2時32分）

（再開 午後 2時45分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、議案第17号、議案第18号についての質疑を続行いたします。

今田議員。

16番（今田博文） このリフレの改修あるいはリニューアルするに当たりまして、地域との連携、地域協議会を立ち上げていろんな地域の要望を聞いたり、あるいは地域との連携を図り、あの地域を活性化したい、盛り上げていきたいというのが大きなリフレ改造の1つの目的であったという

ふうにしております。命の里のメンバーあるいは区長さん、それから農業生産法人の方を中心に、地域協議会のメンバーを構成されましていろんな研修をされたり、協議会の中で議論をされているというふう聞いています。

私もこの間、長野県のちょっと名前を忘れたんですけどね、小池農産だったと思うんですけど、そのよさのうみ福祉会がジュースの加工を出しているところがあるんですね長野県に、そこに視察に行かせていただきました。実に3億5,000万円の年収だというふうに、そこは女の方の社長さんでしてね、もう80歳近い方でしたけれども、私は元町会議員をしてみましたというふうなことで、非常に雄弁家で1時間ほど話を聞かせていただきました。

今、全国からそこに加工依頼が来ているらしいです。47都道府県どこからも来ていると、それぐらい加工に専念をされて、そうしてジュースやジャムだとかいろんな部門をつくっておられるというふうに聞きました。私たちの町でもこういう計画があり、こういう加工場をつくってやる予定があるんですよというふうなお話もおっしゃってんですけど、それはありがたいとおっしゃるんですね、向こうの方は。ありがたいと、なぜかという、うちは手いっぱいでもう回れませんか、もう従業員も手いっぱい働かせてますと、これ以上働かすと労基法にひっかかるぐらいまで残業させてやっているというふうなお話を聞かせていただきました。非常にこのことについてのニーズあるいは需要というのはあるんだなというふうに再確認といいますか再認識をさせていただきました。

加工場の建設というのもこの計画の中に入っておりますけれども、どれぐらいの規模といいますか、そういうジュースの加工あるいはジャムの生産だとか、そういう2次製品をつくる予定があるわけですけども、今のところではどれぐらいのその量的な加工といいますか生産を上げるような計画をされておられるのかということが1点です。

それから、もう1点は、先ほど申し上げました地域協議会との関係の中で、いろんな方がかわって地域を盛り上げようと、いわゆる農産物でも少しでもそこで使っていただいて消費に協力していただいたらということで、いろんな方が寄られて地域協議会を構成されているというふうに思いますけれども、その成果といいますか、今までの議論というのはどのようになっていますか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

今の議案が辺地の関係ですので、中身までちょっとたくさんの資料持ってきておりません。したがって、今お尋ねの、今後農産加工施設を新築いたしまして、その中で分野としてはジュースが一番大きなシェアを占めるかと思っておりますけれども、その年間見込みといいますか製造予定、こういったものについては今ちょっと資料を持ち合わせておりませんし、まだ十分指定管理者のほうから今後の見込みをお聞きしているわけではございませんので、それはちょっと差し控えて今のところはさせていただきたいというふうに考えております。

それから、地元の命の里を中心に地元の皆さん方も非常に期待を寄せていただいております、いろいろな形で協力をしていこうというふうに言っております。具体的には先ほど申し上げましたように、料理長も決まりましたので、今後4月予定ですけども、4月からこちらに赴任もされ、実際にオープンするまでにいろいろなメニューづくり、レシピ初めそういったこ

とが進んでいくだろうと思います。したがって、そういう中でどのシーズンにどういった食材をどれだけ調達したいのか、そういったことがだんだん今後見えてくるだろうというふうに思っております。

また、加工のほうにつきましても製造見込みの量から、地域に潜在している果物、野菜、こういったものの調達もだんだん見込まれてくるだろうと思っております。これら今数字的には申し上げられる段階にはございませんけども、当然のことながら地元から調達をするということになっておりますので、そういった意味ではレストランに、そして農産加工に地元の食材が使われていくんじゃないかというふうに思っております。

あわせて、パン工房もすぐ横にございまして、ここもよさのうみ福祉会が指定管理者として運営をいただいております。このパン工房との連携も図っていくということの中から、米粉を活用したパンづくりを今後中心にしていこうということから、その米を粉にする製粉をどのようにしていくかということについても地元も一緒にお考えいただいております。先日も亀岡のJAたわわの米粉製造機械を視察して、地元で視察していただいたりしております。そういった方面でもまた地元の方々のご協力が必要になってこようかというふうに思っております。まだ時期としては早い段階ですけれども、ぼちぼちそういうことがいろいろと起きてきておりますので、今後に向けて非常に活性化の大きな柱として役に立っていける、そういった施設になるんじゃないかなというふうに感じております。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） きょうは予算審議ではございません。辺地の計画という、計画変更ということの審議ですので、詳しいことについてはまた予算の中でお伺いをしたいというふうに思っておりますけれども。

野菜ですね、いろんな食材に使う野菜というのは今までメニューは違うかどうかわかりませんが、今まででしたらスーパーにある、にしがきやウィルにある買い物かごに1杯ぐらい野菜があったら1日のレストランで使う食材というのが野菜というのが賄えたというふうに聞いています。メニューがどう変わるか、野菜を多く使うような料理設定なりいろんな工夫もされると思いますけれども、そのぐらいの量だったら、言い方悪いですけども、地域への貢献度というのは野菜に関してはあまりないかなというふうにも考えています。そこらあたりもう少し資料持ってきていただいたりあるいは調べていただいて、後日お伺いをしますのでよろしく申し上げます。

以上です。

議 長（井田義之） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

まず、日程第9 議案第17号 平林辺地に係る総合整備計画の変更について、について討論を省略し採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

これより議案第17号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第17号 平林辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第18号 奥滝辺地に係る総合整備計画の変更について、について討論を省略し採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (井田義之) ご異議なしと認めます。

議案第18号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第18号 奥滝辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第11 議案第19号 平成22年度与謝野町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、浪江議員。

8 番 (浪江郁雄) それでは、一般会計の第6号補正から一点ばかり質問させていただきます。

予算書の46ページになります。また別に補正予算資料という形でもらっております。この中から質問させていただきます。

この中で、光をそそぐ交付金総括表というのがございまして、この中の真ん中よりちょっと上ですが、災害時要援護者支援事業というのがございます。この中で、緊急情報キット購入460円掛ける800名というのがございます。

これは救急医療情報キットであろうと思っているわけですが、この件につきましては、ちょうど1年前ですか、1年前の3月議会で一般質問をさせていただきました。この中では答弁もいただいております。ちょうど選挙前で骨格予算ということで、なかなか非常に答弁に難しい時期だったのかなと思うわけですが、その中で、答弁の中では、こういうキットも非常に有効ではあるが、それよりも地域でのつながりや支え合い、こういったあたりに取り組んでいきたいという答弁がございました。

それから、半年前の9月の決算議会では、家城議員のほうより質問がありました。このときに担当課長より答弁がございまして、町としては、こういった高齢者の方とかに、ばばっと配ることは考えておりません、このような答弁がございました。

今回この予算にあがっております。さっきの答弁から今回こうやって導入に向けて予算があがっております。これに当たります前回の答弁からの変わってきてるわけですが、この変更ですね、こうなっただけですか、先に言われていたいろいろな問題が解決できたのかなというふうにとるわけですが、このあたりについて導入の経過をお伺いしたいと思

ます。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ただいま質問いただきました、ページとしましては46ページになりますこの住民生活に光をそそぐ交付金事業の一部ということで、災害時要援護者支援システム構築委託料というのがございます。

この金額的には328万7,000円と、このような大きな金額になっておりますが、今、議員からご案内いただきましたように、これの一部分、すなわち案内がありましたように460人の800人分というのが金額といたしまして36万8,000円なんです、この328万7,000円のうちの36万8,000円分について、この緊急キットを購入させていただくということにさせていただいております。

これにつきましては、今までの答弁の中では、この中身が一番問題でございまして、これをただ単に配っただけで、中にきちっとそういったデータが入らなければ、これは意味のないものであるというようなことを今まで申し上げておりました。

今回出させていただきましたのは、ここはまだ十分な協議は最終詰めはできておりませんけれども、今回の計画といたしましては、独居老人のおうちに民生委員さんを中心にそのあたりを整備をいただきたいということで、今回予算をあげさせていただいております。

なお、お聞きいただいている残りの291万9,000円ですけども、この分については、災害時の手挙げ方式で今、要支援者を資料を集めておりますので、そういった方をデータ入力しまして、例えばこの地域のことで範囲指定をしますと、その中のおられる方の名簿がくっつきとすぐにあがってくる。それから、その方のおられるところが赤丸等々でくっつきとあがってきて、すぐにその支援状態がわかるというようなシステムを導入したいというように思っております。

なお、この事業につきましては、光をそそぐということでございますので、現時点予算をお認めいただきますしても、これにつきましては繰越明許のほうでさせていただいて次年度に整備をしたいと、このように思っております。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） ただいま民生委員さんの方と協力しながらやっていくというふうに答弁いただきました。

それで答弁の中で、独居老人の方というのがありましたが、これは800名というたらかなりの数で、たしか65歳以上の高齢者が650名ぐらいだったかなと思うんですけども、800名です、対象者はどのあたりを考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この人数につきましても、一般質問等で独居の高齢者の方は何名程度ですかというようなご質問を2名の議員さんからいただいております、そのときには749名ということでお答えをさせていただいております。

そういったことから、800人分あれば大体その独居の方については、すべてフォローできるんじゃないかな、このように思っております。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 独居老人の方で749名ということですが、独居老人の方もそうですけども、そのほ

か私が一般質問させてもらったときには障害者の方とかいうのも提案させていただきました。それとまた、若い方でも非常に健康に不安のある方、こういった方にもこういったキットを活用できたらなと思うわけですが、このあたり対象者そのほかに健康に不安のある方や、不安のある方の希望者ですね、それから障害を持っておられる方、このあたりについてはいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 現在の思いとしましては、この65歳以上の独居老人の方ということで想定をいたしております。若い方で障害をお持ちになった方で、そういった方ですべての方ではないですけども、大体支援者がおいでというようなことがございます。

そういった方で、どうしても独居の方でありますとか、そういつて支援が必要な方等につきましては、また民生委員さんと協議をさせていただきながら、今後の光をそそぐ交付金の中では、とりあえず800名分を購入をさせていただきますけれども、今後、議員さんらに提案をさせていただきまして、必要な本数がわかりましたら、この民生委員さんと連携をとりながらそういった分については、また補正予算で対応して購入をさせていただきたいというように思っております。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） この情報キットの中身は、いろいろとかかりつけ医でありますとか、また、薬の情報でありますとか、保険証のコピーでありますとか、こういったことが記載されてまして、支援されている方がおられましても、やっぱりいざ何かあったとき、発作があったとき、そういうときには周りの方も動転したりしてうまく正しい情報が伝えられない、こういうことを防ぐためにこの情報キットというのがありまして、その支援者の有無にかかわらず、やはり持病を持っておられる方なんかを今後とも配付を広げていただきたいなというふうに思っております。このあたりも、ぜひとも検討していただきたいと思います。

次に、これまた今から予算が決まってからの話になるわけですが、いろいろと一般質問の中でも課題といいますか、問題点も幾つか述べさせていただきました。これ、玄関と冷蔵庫にキットがありますよというシールを張るわけですが、なかなか高齢の方なのか、その張る位置がうまく張ってなかったりとか、こういったこともいろいろと問題になっているようです、他の自治体では。このあたり、そういったステッカーの張る位置の確認でありますとか、このあたりの対策もしっかりとっていただきたいなと思うわけです。このあたりについてお伺いしたいと思います。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今ご質問いただきましたそこは大変大事だというように私は思っております。これは基本的にはステッカーといいますのが、玄関を入ったところに張ってくださいよというようなことがございますけれども、これをやりますと、例えば訪問販売等でそこに行かれて、その玄関のところにシールが張ってあったら、このうちは独居の高齢者だということがあります。そういったことで訪問販売のほんとにいいえじきといましょうか、対象になってしまうということがありますので、そこについては十分な配慮をしながら張っていただきたいというように思います。

なお、もう一つ、今思ってますのは、マグネット式のそういった中に入ってますよというのが冷蔵庫の上にぽんと張れば、それはずっと中に入っていかなければそのマグネットというのが見

えませんので、今ご指摘のありましたステッカー部分については十分配慮して対応していただくよう、このようにお願いが申し上げたいというように思っております。

議長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 次に、これもこれからの話になるわけですが、いろいろな中に情報がおさめてあるわけです。キットの中に、カプセルの中に。これの情報の更新ですが、やっぱり薬なんかも変わってきたり病気のあれも変わってきたりして、ある自治体では年1回そういった情報の更新の通知のお知らせといたしますか、こういったことで対応されている自治体もあるようですが、このあたりもぜひともそういった対応はしていただきたいと思うわけですが、このあたりについてはいかがでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 中身につきましては、ほんとに更新が一番大事だというように私は思っております。とりあえず最初のときには情報なんかを入れたりもしてやりますけれども、その後、薬が変わったり、主治医が変わったり、また、緊急連絡先の方が変わったりするような情報の変換というのが大変大事だというように思っておりますので、今、議員さんがご指摘いただいたようなことにつきましては、今後きちっと対応をしてまいりたいというように思っております。

議長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 最後になりますが、やっぱりこのシステムといたしますか、これを有効に活用というか、実施していくためには、消防署との連携も非常に大事ではないかなというふうに思っております。このあたりの連携について、お考えをお聞きしたいと思います。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今、独居の方で病院に緊急搬送されたような場合につきましては、どうしても連絡できなかったような場合については、町のほうに連絡をいただいているような連携をとっております。

この制度を与謝野町も導入しましたら、消防組合、消防署のほうときちっとこういった制度をつくって、ここの冷蔵庫等を見ていただいたら情報が入っているおうちもありますよということにつきましては、すべての独居老人の世帯を公表するというようなことではなしに、行っていただいたときに、もし独居の場合については冷蔵庫見てくださいというような連携プレーはやっていきたいというように思っております。

8 番（浪江郁雄） 終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ございませんか。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、補正予算にかかわりまして、若干お尋ねをしたいと思っております。

まず、税務課長にお尋ねをします。

歳入で法人税が628万ということで均等割が落ちてるということなんですけど、それぞれ資本金の額と従業員の数によりましてその均等割の額が変わるんですけども、この段階になりますと、どの段階になりますか。例えば資本金は50億以上とか30億とかそういうことになると思うんですけど。

議長（井田義之） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） お答えをさせていただきたいと思います。

今回、補正予算組ませて628万円法人税の均等割を減額させていただいております。これにかかります内訳ですが、一番大きいのが9号法人であります資本金が50億以上、それから、従業員数が50人を超える法人がありまして、この均等割額は年額360万円です。

この法人が格を下げるということになりまして、7号法人です。資本金が10億円以上で従業員数が50人以下という法人になりました。それによりまして360万円でありました法人均等割額が7号法人ということで、年税額49万2,000円の団体になったということで、その差額は約310万円が一番大きなものでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） そこで税務課長にもう一点お尋ねしたいんですが、今、法人の内訳わかりました。わかりましたが、私、前回申し上げたと思うんですけど、いわゆる法人税にかわりまして人格なき社団ですね、この法人が当然うちのまちにもあるはずなんですが、現在課税はどういう状況になってますか。

議長（井田義之） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） お答えをさせていただきたいと思います。

人格のない団体、特にみなし法人ということで呼んでおりますが、今現在2法人ございます。それから、課税につきましては申告によって課税はさせていただいております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 今の課長、2法人ということですけど、私は、もっとかなりあると思ってるんですよ。申告があったらそうするという事なんですが、これに対する調査というのは一体どういう格好で課長やられておりますか。やられていないならやられていないでよろしいですけども。

議長（井田義之） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） 税務課で把握しております団体が2団体ということでございまして、その実態をこちらから把握するのは、なかなか困難な状況でございますので、京都府とかそういうところを通じまして法人等につきましては報告がございまして、それによって把握をさせていただいております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 課長、いろいろご苦勞なんわかるんです。今度徴収は地方税事務所にいきましたし、ひとつこの人格なき社団については、当然私は税務課が調査をされて、そして税金を掛けるべきだと、こういうふうにしてまして、うちの条例でも均等割を課さなければならないようになってると思うんですわ。

ぜひ研究いただいて、申告は待っててもここは絶対出てきません。ぜひこれはひとつそういう課税客体を把握するという構えで新年度に対してお願いをしておきたいと、このように思っております。

それでは、歳出のほうに移りたいと思っております。

34ページ、福祉課長にお尋ねしますが、社会福祉協議会の補助金ですね、いわゆる移送サービスの関係で今回追加が出ておるんですが、移送サービスの現状といたしますか、実情はどのようになっていますでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 少し人数のことを申し上げたいというように思います。

社協のほうで現在登録していただいています登録者数というのは377名の方が移送サービスの登録をいただいているということでございます。そして、月の平均利用が88名の方が利用いただいていると、このような現状でございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） この移送サービスにかかわっていらっしゃるドライバーの方ですね、これは現在何名のほどの方がかかわっていらっしゃると、こういうように思っております。お願いします。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ドライバーの方につきましては、現在手元に資料を持っておりませんので、また後から報告させていただきたいと思います。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、農林課長にお尋ねをします。

地域活性化交付金の中で、いわゆる農林課の関係は幾つかあるんですけども、環境にやさしい農業推進事業ですね、これについて少し教えていただけませんか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

補正予算で今回、住民生活に光をそそぐ交付金事業を活用いたしまして、環境にやさしい農業推進事業委託料168万円を計上させていただいております。これは、同時に平成23年度に繰り越しを行いまして、予定をしているものでございます。

ご承知のように、農業全体が何となく閉塞感がある中で、新しい農法を研究をして、あわよくばそれを当町の農業振興に生かしていきたいというようなことから、無農薬栽培をぜひ研究をし、可能であるならば普及していきたいというような思いを持っております。

その一つとして今回これを計上させていただいたものでございます。民間の研究機関と連携をいたしまして、そして町内に一つには試験田を設けて、その研究機関が進めます新しい農法と堆肥を活用して無農薬のお米づくりを試験田でやってみたいというのが一つと、それから、もう一つは、現在当町は、豆っこ肥料を製造しております。この豆っこ肥料に新たな農法の堆肥を加えることで新たな自然循環農業のステップアップを図っていきたいということから、新しいおから堆肥の製造試験、これもあわせて行っていきたいということから、それらの関連経費として今回この168万円を計上させていただいたものでございます。

内容としましては、以上でございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 今、課長にお聞きしますと、民間の研究機関とタイアップしてやると、こういうお話を聞いたわけでございますが、大体何年ぐらいでこの一つのシステムをつくり上げると、こういうふうに考えていらっしゃいますか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

あくまで今二つ申し上げました。無農薬栽培の試験実施と、それから新しいおから堆肥の製造

試験でございます。これを実際に取り組んでみまして、その結果がどう出るかということによってさらに研究をしていくのか、そこで答えがもう出てしまうのかこれはわかりませんので、まず今後の新たな農業への挑戦という意味で、こういった試験をこの国の補助事業、交付金を活用してぜひやってみたいというふうに考えておりますので、今のところ何年計画ということは申し上げかねる状況でございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） そうでしたら1年で終わることもあり得るし、将来につなげるということなら、ある程度年数をかけてやりたいと、こういうふうに理解をいたします。

それから次に、48ページに課長出ております雪害対策の関係ですね。今年度、非常に大雪の関係もあってハウスが傷んだと、こういうふうなことかなと思ってるんですが、このところはどうか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

ご承知のように、年末に思わぬ大雪に見舞われまして、そのときの雪害によりましてパイプハウスが町内で被災をいたしております。京都府におきまして緊急にこれを支援する施策が設けられまして、当町でも被災を受けられましたパイプハウス、これの復旧支援をしていきたいということで、その府の制度を活用して事業申請をしていきたいと考えております。

中身としましては、JA京都の与謝野町施設園芸部会が現在のところは事業主体となる予定でございまして、被災農家6名、被災対象パイプハウス11棟、これを復旧されるのに当たりまして補助をさせていただくものでございます。

総事業費は1,000万円を見込んでおりまして、このうち690万円を補助させていただくということでございます。補助率としましては、京都府が50%、これに町も20%の上積みを行いまして、基本的に7割補助で資材費を支援していくというような内容でございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） そうしますと、そういった対象になる棟数が11棟あったと、こういうことで理解をしたいと思いますんですが、現在そのハウスで栽培されとるものに対しましての共済組合等の補てんとか、作物別のそういった支えというのはあるんでしょうか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

農家の皆さんは、パイプハウスで経営をされる場合に、パイプハウス本体の資材、中で栽培される作物、これらの共済に加入しておられる方もあろうかと思えます。

今回の緊急的に設けられたこの制度によりまして何割を補助させていただくのかということの検討の中で、共済に入られておられます場合は幾らかの共済金が出るということを考えられます。

しかし、5年以上恐らく経過したパイプハウスで、かなり古い状況がございまして、共済金が支払われても2割程度ではないかと、最大ですね、というようなことがございまして、それを勘案し、7割補助をさせていただければ、その30%ご負担のうちにその共済金を充てただけ、そういうことにもなるのではないかなということで、このような考え方をさせていただいたということでございます。

1 5 番（勢旗 毅） 終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） それでは、34ページの住基ネットについて質問いたします。

システムの改修委託料ということでございますが、これはどういう内容でしょうか。住民環境課長でしょうか。

議 長（井田義之） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをさせていただきたいというふうに思います。

今回、補正で150万ほど出させていただいております委託料につきましては、住民基本台帳法が改正をされまして、従来は外国人が別簿冊で登録台帳をもって外国人登録証というものを交付を出しとったわけなんです、法律が改正されて、現在、電算システムの中に組み込まれております住民票ですね、その中に外国人も含めて管理をします。住民票も日本の方も外国の方も同じ住民票が出るということになるということになりました。

それにつきましては、平成24年7月施行ということになっておりますが、それまでに電算システムを改修する必要があるということでございます。それで、22年度の3月の補正予算で157万5,000円と、それから、23年度につきましては当初予算で1,522万5,000円をあげさせていただいております。これがそのシステム改修に係る経費だということでございます。

この3月補正の157万5,000円につきましては、その準備をするためのチェックリストだとか、特に中国の方等は日本ではもう使っていないような漢字をいっぱい使われてますので、そういうもののチェックをするリストを業者のほうで作成するというのが主な業務の内容ということでございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 23年の電算システム改修の準備ということですが、このシステムの改修委託ですね。今の話だと、その準備のソフトみたいなふうに聞こえるんですが、もう少しそれわかるように。システムそのものも変えるんでしょうかね、今回の補正の中で。

議 長（井田義之） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをしたいと思います。

システムそのものの改修は平成23年度で行うということで、平成24年の7月には間に合うようにそのシステムが完成をさせるということになります。

この補正で出させていただいてますのは、それに移行するまでにどういうソフトにしていくのかという使われていない漢字のリストをつくったり、外国の国籍が入った住民票になりますので、国のデータのリストだとか、そういう作業をこの22年度の3月ではやらせていただくということです。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 住基ネットが23年度に多額の費用で改修がされるわけですが、府のシステムの導入が今進んでいますが、その府のシステムに変更されるということなのかその点、再度聞きたいのと、今回の157万の委託先というのは入札で行うようなことなのか、もう決まった業者か、

もしそうであればどこの業者か、その辺をお聞きします。

議 長（井田義之） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。

どのシステム改修するかということにつきましては、現在、町のほうで使用しておりますトピックスネオという税とか、住民票の交付だとか、印鑑証明だとか、そういう基幹システムを改修をさせていただくということで予定しております。

現在、京都府のほうでは、京都府が主導になりまして、自治体で使う基幹システムの開発が進められておりまして、それが現在、動き出す自治体が出てくるように聞いております。将来的には、数年先にはこのシステムに乗りかえるということで予定をされておるということですが、そのトピックスネオなり、京都府の基幹システムの業者といいますのは同じ業者でございまして、現在町のほうで保守契約等をやっておりますKKC情報システムということでございます。

したがって、そういう関係で入札等にかけるようなものではなく、既にあるシステムの一部を改修するというので随意契約ということになります。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） かなりの額で来年度改修されるわけですが、その先にまた府のに乗りかえる。その府の基本もKKCベースの開発化されているシステムというふうに聞いておるんですが、これはもう少しその辺の乗りかえが経費が不効率にならないような形の乗りかえができないんでしょうか。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをさせていただきたいというふうに思います。

京都府の開発をしております基幹システムにつきましては、これは町全体の電算システムでございますので、住民環境課は所管をしておりませんので詳しい内容が少しわかりかねるということでございます。

ただ、現在この自治体業務のシステムにつきましては、調査会が開発しましたシステムと、それとKKCが開発をしておりますトピックスネオというシステムと、それから、京都府が新たに開発をしました基幹システム、この三通り府下では使われておるということでございますが、傾向としましては、京都府が開発したこの基幹システムに大体移行をしてくるというのが今の流れになっております。

それで町村会のシステムにつきましては、KKCではなくてキップの関連で開発をしたというふうに思っております、NEC自体がもう自治体業務にはかかわらないというような情報も得ておまして、今、自治体業務のソフトを開発をして扱う業者としては、京都ではKKCしかないというふうになっておるというふうに思っております。

議 長（井田義之） 野村議員の質問の途中ですが、ここで休憩に入ります。

15時50分まで休憩いたします。

（休憩 午後3時38分）

（再開 午後3時50分）

議 長（井田義之） 22年度与謝野町一般会計補正予算（第6号）に対する野村議員の質問を続行します。

野村議員。

- 1 番（野村生八） それでは、再度お聞きしますが、先ほどキップというふうに言われましたが、それは私、初めて聞く名前なんですけど、NECの名前でしょうか。

それで、再度言いますが、23年度予算では府のシステムの開発負担金として445万4,000円が計上されていて、先ほどの答弁では、もうそれは一部稼働しているみたいに言われました。この辺のスムーズな移行するなら移行、非常にこれは大事だと思うんですが、どういふふうな計画になっているのか縦割りでわからないという答弁をされましたが、わかる方にお答えいただきたいと思います。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

府の基幹システム、これを共同で開発しておるわけでございますけれども、一応府のほうで移行できるのが25年度というふうに聞いております。今回の改正が24年7月ということでございますので、それまでに間に合わないということのようでございます。

ただ、この23年度に行います改修については、もう完成したものということになりますので、府のシステムに移行するときにはお金は必要ないだろうというふうに聞かせていただいております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 今度23年度に導入する予定のものが府のやつに移行するということは、先ほど言われたキップじゃなくて府のKKCのトピックスネオだということだと思うんですが、それでよろしいですか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） その予定でございます。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 何か違うみたいなんで。キップですか、トピックスネオですか。KKCではないんですか、その府の基盤は。

議長（井田義之） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをします。

現在、町で使っております基幹システムはトピックスネオということで、開発をした業者は富士通系のKKC情報システムです。

次に、今、京都府のほうでつくってます基幹システム、これに平成25年ごろだというふうに聞いておりますが、与謝野町が乗りかえていくと、その開発のフォローをしておる会社もKKC情報システムです。

それに対して、当初合併前に加悦、野田川も使っておりましたが、町村会が開発をしたシステムがありまして、それがトライエックスというシステムです。その開発をしたのはNEC系のメーカーで、京都新聞の関連のある出資をしておる電算会社がキップということでご理解をいただきたい。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 府の開発している基本がKKCだということは、ついこの間、私も聞いたんです

けどね、普通に考えれば町村会が開発しているわけですから、同じ自治体の府が、なぜそれを中心にしないのか素朴な疑問も生まれるわけですが、その辺については何かわかりますか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。

これはどのようにしてかということにつきましては、その担当課長会議であるとか、あるいは首長さん方も集まられて協議をされたわけでございます。その中で、KKCに決まったということでございます、特に諮りごとがあるとかそういうふうなことではないということでございます。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 25年に今スムーズに移行できるし、そのときには費用は発生しないと言われましたが、24年につくったものがそのまま移行できるということは、もう24年に動かせるという意味だと思うんですね、そのまま聞けば。それが25年まで動かないということは、その間また開発が要るということですよ。その開発費も含めてこの中に入っておるということですよ、普通に考えれば。確実にこれは京都府だって、いつこれをしなければならぬかあらかじめわかっておるわけですから、それに間に合わせてすればそういう無駄がないと思うんですが、こういうことになるのではないかと思うんですが、いかがですか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

京都府のほうで使えるのが25年度ということでございます。期限が24年7月ということでございます。

今後も担当者会、担当課長会議等が開かれるというふうに思っておりますが、そういった非常に短い期間の中でそういったことが可能なかどうか、これからも探っていきたいですし、それからまた、それが仮にできるという話になれば、そのように要望を重ねていきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 今の答弁聞いておると、恐らく京都府が開発するというのは形だけで、もうほとんどKKCが開発していて、京都府はそれのもとで名前が載ってるだけというね、だから今みたいなことが改善できないということではないかなというふうに思います。

次に、教育委員会に質問します。

図書システムの改良事業が光をそそぐ交付金でされますが、この内容をお聞きします。

議長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 今回、住民生活に光をそそぐ交付金ということで、図書システムの改良事業ということで採用がされております。

全体的には図書整備事業ということで、一点は図書の購入事業ということでございます。これは学校図書、それから、図書館の図書の蔵書の購入ということでございます。

それから、もう一点については、図書システムの改良事業でございます。図書システムについては、システムが合併前に3町統一したシステムを採用しまして、その更新の時期にきておるということでございます。だからそういう関係でありまして、業務用のサーバー機器、ウェブサー

パー、本館の業務端末、レシートプリンター、ハンディ機器、それから、図書のシステムパッケージということで、この更新の手続でございます。

それから、委託料として約488万2,000円ほどシステム更新の作業委託料という内容になっております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 改良になつとるんですけども、更新ではなくて。前よりもよくなるというイメージを持つわけですけども、それはどこが改良されるのかお聞きします。

議 長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 今回、更新という内容でございます。先ほど言いましたように、この合併時に導入しました図書システムの利用者の資料の有効活用と利便性を高めるということで更新ということでございます。

それから言いましたように、サーバーについては既に導入後8年を経過しているということなので、インターネットによる資料検索や予約のシステムの向上を図るという目的で、この整備事業に取り組むということでございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） この業務サーバーとウェブサーバーは現在も動いているということですか。それは、この業務自身はシステムパッケージ等々どういうシステム、どこのメーカー、その内容についてお聞きします。

議 長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 現在ウェブサーバーも動いておりますし、パッケージのほうも使用しております。

どういう会社といたしますと、富士通系のこのシステムでございまして、KKCが担当しているということでございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 23年度の当初予算の説明を所管の課から聞いた中でも種々システムが更新される。それもサーバーがあって、KKCが動く。非常に話聞いていると、町のサーバーがあって、その保守がかなりの金額でされている以外に、あらゆるところにサーバーがあって、それぞれKKCのソフトが動いていると。それぞれ保守管理料が要ると。変えるときには多額の488万円という委嘱費が要ると。非常にどういう情報システムなのかというところが疑問を今回特に感じております。

例えばインターネットで利用できますよね、この図書システムが。町でイントラネットをやっておられますよね。なぜそこでこういうものが動くような形にならないのか、例えば。これは教育委員会の課題ではないかもわかりませんが、それらがわかりましたらお聞きしたいと思います。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） まさに専門的なご質問でございまして、なかなか私、答えにくいんですが、それらについて今、光ファイバー等も布設をし、それから、地域情報化、これを進めようとしております。

そういう中で、今後どのような改善が可能なのか、それは十分それらの地域情報化推進委員会

とか、そういったもので練って、改良方のほうについては今後可能な改良をしていきたいというふうに思いますので、今回、明確な答弁ができませんけれども、お許しがいただきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） これ以上質問してもちょっと難しいようなので、改めて23年度予算で質問したいと思います。できましたら、そのときには答えれる方を入れていただいて、専門的な質問もしたいと思って準備してますので、よろしく議長をお願いをしておきたいと思います。

議 長（井田義之） 皆さんにお諮りいたします。

この後、緊急の全員協議会、それから、総務委員会等ちょっと予定しておりますので、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

今回は、これにて延会することに決定しました。この続きは、あさって3月16日、午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。

この後、議員の皆さんについては全員協議会を開催しますが、その前に皆さんにお知らせしておきます。11日に提案されました追加議案につきましては、補正予算終了後、23年度の一般会計の審議の前にこの間の提案の4議案は続けてやりますので、そのつもりで勉強なり答弁できるようにしておいていただきたいと思います。

以上です。

（延会 午後 4時04分）